利根川水系河川整備基本方針本文新旧対照表

令和6年4月19日 国土交通省 水管理·国土保全局

	利根川水系河川整備基本方針(平成 18 年 2 月策定)	利根川水系河川整備基本方針 (変更案)	変更理由
	利根川水系河川整備方針 本文及び参考資料	利根川水系河川整備方針 本文及び参考資料 (変更案)	
1	平成 18 年 3 月 関 東 地 方 整 備 局	<mark>令和6年 月</mark> 関 東 地 方 整 備 局	

	利根川水系河川整備基本方針(平成18年2月策定)	利根川水系河川整備基本方針 (変更案)	変更理由
	目 次 1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針1 (1)流域及び河川の概要1 (2)河川の総合的な保全と利用に関する基本方針12	目 次 1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 (1) 流域及び河川の概要	<u> </u>
2	ア 災害の発生の防止又は軽減	ア 災害の発生の防止又は軽減	
	(参考図) 利根川水系図 卷末	(参考図) 利根川水系図 卷末	

	利根川水系河川整備基本方針(平成18年2月策定)	利根川水系河川整備基本方針 (変更案)	変更理由
3	1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	
3	(1)流域及び河川の概要	(1) 流域及び河川の概要	
	利根川は、その源を群馬県利根郡みなかみ町の大水上山(標高 1,831m)に発し、赤城、榛名両山の中間を南流しながら赤谷川、片品川、吾妻川等を合わせ、前橋市付近から流向を南東に	利根川は、その源を群馬県利根郡みなかみ町の大水上山(標高 1,831m)に発し、赤城、榛名両山の中間を南流しながら赤谷川、 たたしな 片品川、吾妻川等を合わせ、 <mark>群馬県</mark> 前橋市付近から流向を南東に変	・市町村名の変更・時点更
	変える。その後、確氷川、鏑川、神流川等を支川にもつ鳥川 を合わせ、広瀬川、小山川等を合流し、栗橋町付近で 思川、	える。その後、確氷川、鏑川、神流川等を支川にもつ鳥川を合わせ、広瀬川、小山川等を合流し、埼玉県久喜市栗橋付近で思川、	新 ・高齢化
	・ ではます。 ではます。 ではます。 ではます。 ではます。 ではます。	門、茨城県取手市付近で小貝川等を合わせ、茨城県神栖市において	率の追記
4	る常陸利根川を合流して、銚子市において太平洋に注ぐ、幹川	霞ヶ浦に連なる常陸利根川を合流して、千葉県銚子市において太平	
	流路延長 322km、流域面積 16,840 km ² の一級河川である。 その流域は、東京都、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県及び	洋に注ぐ、幹川流路延長 322km、流域面積 16,840 km ² の一級河川である。	
	群馬県の1都5県にまたがり、首都圏を擁した関東平野を流域	その流域は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県及び東京	
	として抱え、流域内人口は日本の総人口の約10分の1にあた	都の1都5県にまたがり、首都圏を擁した関東平野を流域として抱	
	る約1,214万人に達している。流域の土地利用は、山地等が約	え、流域内人口は日本の総人口の約10分の1にあたる約1,309万人	
	69%、水田、畑等の農地が約25%、宅地等の市街地が約6%とな	に達している。流域の土地利用は、森林等が約45%、水田、畑等の	
	っている。	農地等が約28%、宅地等の市街地等が約23%となっている。流域の	
		関係市町村の高齢化率は、昭和55年(1980年)の約8%から、令和	
		2年(2020年)には約27%と大きく増加している。	
	利根川は、古くから日本一の大河という意味を込め、	利根川は、古くから日本一の大河という意味を込め、	表現の
	「坂東太郎」と呼ばれて人々に親しまれてきた。利根川は、江	「坂東太郎」と呼ばれて人々に親しまれてきた。利根川水系の河川	適正化
5	戸時代以降の産業、経済、政治の発展の礎となっただけでな	は、江戸時代以降の産業、経済、政治の発展の礎となっただけでな	• 新設道
	く、戦後の急激な人口の増加、産業・資産の集中を受け、高密	く、戦後の急激な人口の増加、産業・資産の集中を受け、高密度に	路名の追
	度に発展した首都圏を氾濫区域として抱えているとともに、そ	発展した首都圏を氾濫区域として抱えているとともに、その社会・	記

	利根川水系河川整備基本方針(平成18年2月策定)	利根川水系河川整備基本方針 (変更案)	変更理由
	の社会・経済活動に必要な多くの都市用水や農業用水を供給し	経済活動に必要な多くの都市用水や農業用水を供給しており、首都	
	ており、首都圏さらには日本の政治・経済・文化を支える重要	圏さらには日本の政治・経済・文化を支える重要な河川である。ま	
	な河川である。また、流域内には、関越自動車道、東北縦貫自	た、流域内には、関越自動車道、東北縦貫自動車道、常磐自動車	
	動車道、常磐自動車道等の高速道路及び東北、上越、北陸新幹	道、首都圏中央連絡自動車道等の高速道路及び東北新幹線、上越新	
	線等があり、国土の基幹をなす交通施設の要衝となっている。	幹線、北陸新幹線等があり、国土の基幹をなす交通施設の要衝とな	
	さらに、利根川流域の河川・湖沼が有する広大な水と緑の空間	っている。さらに、利根川水系の河川・湖沼が有する広大な水と緑	
	は、恵まれた自然環境と多様な生態系を育み、首都圏住民に憩	の空間は、恵まれた自然環境と多様な生態系を育み、首都圏住民に	
	いと安らぎを与える場となっている。	憩いと安らぎを与える場となっている。	
6	このように、本水系の治水・利水・環境についての意義は極	このように、本水系の治水・利水・環境についての意義は極めて	
0	めて大きい。	大きい。	
	利根川流域の地形は、東・北・西の三方を高い山地に囲ま	利根川流域の地形は、東・北・西の三方を高い山地に囲まれ、南	・表現の
	れ、南東側だけが関東平野に連なる低地になっている。山地	東側だけが関東平野に連なる低地になっている。山地は、北東部に	適正化
	は、北東部に八溝山地、北部に帝釈山地と三国山地、西部に	八溝山地、北部に帝釈山地と三国山地、西部に関東山地がそびえ、	
	関東山地がそびえ、渡良瀬川をへだてて三国山地と向かい合う	渡良瀬川をへだてて三国山地と向かい合うように足尾山地が位置し	
	ように足尾山地が位置しており、その内側には日光、奥利根、	ており、その内側には日光、上信火山群等に属する多くの火山があ	
	上信火山群等に属する多くの火山がある。上流域は、標高	る。上流域は、標高 1,500m~2,500m の山地から成り、群馬県には	
7	1,500m~2,500mの山地から成り、群馬県の草津白根山、榛名	草津白根山、榛名山、赤城山等、栃木県には日光白根山、男体山等	
'	山、赤城山等、また栃木県では鬼怒川上流の日光白根山、男体	がある。丘陵は、山地から台地、低地に移る山麓に断片的に分布し	
	山等がある。丘陵は、山地から台地、低地に移る山麓に断片的	ており、洪積台地が利根川の中・下流に広く分布している。台地の	
	に分布しており、洪積台地が利根川の中・下流に広く分布して	標高は、平野中央部にあたる埼玉県幸手市、埼玉県久喜市付近が最	
	いる。台地の標高は、平野中央部にあたる幸手、久喜、栗橋付	も低く、周辺部に向かって高くなる盆地状を示している。そして、	
	近が最も低く、周辺部に向かって高くなる盆地状を示してい	これらの台地を分断する形で利根川本川、渡良瀬川、鬼怒川等が流	
	る。そして、これらの台地を分断する形で利根川本川、渡良瀬	れ、沖積平野を形成している。	
	川、鬼怒川などが流れ、沖積平野を形成している。		

	利根川水系河川整備基本方針(平成18年2月策定)	利根川水系河川整備基本方針 (変更案)	変更理由
	利根川流域の地質は、北部の帝釈山地、三国山地、足尾山地	利根川流域の地質は、北部の帝釈山地、三国山地、足尾山地及び	
	及び関東山地東部の丘陵地は主に古生層、中生層から成り、こ	関東山地東部の丘陵地は主に古生層、中生層から成り、これらは主	
	れらは主として砂岩、粘板岩、石灰岩などの固結堆積物で構成	として砂岩、粘板岩、石灰岩等の固結堆積物で構成され、固結度は	
	され、固結度は極めて高い。また、日光白根山、赤城山、榛名	極めて高い。また、日光白根山、赤城山、榛名山、浅間山等の火山	
8	山、浅間山などの火山地は主に第四紀火山岩類から成り、榛名	地は主に第四紀火山岩類から成り、榛名山、浅間山の北麓には沖積	
0	山、浅間山の北麓には沖積層も分布している。火山裾野の表層	層も分布している。火山裾野の表層には一般に厚い関東ローム層が	
	には一般に厚い関東ローム層が堆積している。平地部は沖積平	堆積している。平地部は沖積平野から成っており、この沖積平野に	
	野から成っており、この沖積平野には水田に適した泥炭や黒泥	は水田に適した泥炭や黒泥土等の有機土層がみられる。沖積平野	
	土などの有機土層がみられる。沖積平野は、軟弱地盤で、層厚	は、軟弱地盤で、層厚は上流から下流に向かって厚くなっている。	
	は上流から下流に向かって厚くなっている。		
	利根川流域の気候は、太平洋側気候に属し、一般には湿潤・	利根川流域の気候は、太平洋側気候に属し、一般には湿潤・温暖	・表現の
	温暖な気候となっているが、流域が広大なため、上流の山地と	な気候となっているが、流域が広大なため、上流域の山地と中・下	適正化
	中下流の平野、河口の太平洋沿岸とで大きく異なる。流域の年	流域の平野、河口の太平洋沿岸とで大きく異なる。流域の年間降水	
	間降水量は 1,200~1,900mm 程度であり、平均年間降水量は	量は 1,200~2,000mm 程度であり、山地では 2,000mm 以上の地域も	
9	1,300mm 程度で、中流域の内陸平野部は少なく 1,200mm 程度と	見られるが、中流域の平野部は少なく 1,200mm~1,400mm 程度とな	
	なっている。降水量の季別分布は、一般に夏季に多く冬季は少	っている。降水量の季別分布は、一般に夏季に多く冬季は少ない	
	ないが、利根川最上流部の山岳地帯では降雪が多い。また、群	が、利根川上流域の群馬県利根郡みなかみ町藤原など山岳地帯では	
	馬県や栃木県の山沿い地方では7~8月にかけて雷雨が多く発	冬季の降雪が多い。また、群馬県や栃木県の山沿い地方では7~8月	
	生する。	にかけて雷雨が多く発生する。	
	利根川の源流部から渋川市に至る区間は、巨石の岩肌が連な	利根川流域の自然環境は、群馬県利根郡みなかみ町から群馬県	・表現の
	る水上峡、諏訪峡に代表される風光明媚な景観を呈し、沿川に	渋川市までの源流部は、巨岩の岩肌が連なる水上峡、諏訪峡に代表	適正化
10	は、ブナ、ミズナラ等の自然林、コナラ等の二次林やスギ、ヒ	される風光明媚な景観を呈し、沿川には、ブナ、ミズナラ等の自然	・環境の
	ノキ等の人工林が広がり、渓流にはイワナ、ヤマメ等の清流に	林、コナラ等の二次林やスギ、ヒノキ等の人工林が広がり、渓流に	現状を記
	生息する渓流魚が生息する。	はサクラマス(同種で生活史が異なるヤマメを含む)、カジカ等の	載

	利根川水系河川整備基本方針(平成18年2月策定)	利根川水系河川整備基本方針 (変更案)	変更理由
		清流に生息する渓流魚が生息する。また、ダム湖周辺には、ヤマセ	
		ミ、オシドリ、マガモ等の鳥類が生息する。	
	扇状地が広がる渋川市から熊谷市に至る区間は、蛇行河川が	扇状地が広がる <mark>群馬県</mark> 渋川市から <mark>利根大堰(埼玉県行田市</mark>)まで	・表現の
	形成され、礫河床の瀬は群馬県内有数のアユ等の産卵・生息場	の上流部は、蛇行河川が形成され、礫河床の瀬・淵にはアユ、ウグ	適正化
11	となっているとともに、淵にはジュズカケハゼ等が生息し、中	イ等、ワンド・たまりにはムサシノジュズカケハゼ等の魚類が生息	• 環境の
11	州等ではコアジサシ、イカルチドリ等の営巣が見られる。	し、礫河原にはカワラサイコ等の植物が生育し、カワラバッタ等の	現状を記
		陸上昆虫類が生息する。中州等にはコアジサシ、シギ・チドリ類等	載
		の鳥類が生息し、水辺にはカモ類等の鳥類が生息する。	
	熊谷市から取手市に至る区間は、広大な河川空間が形成さ	利根大堰から千葉県印西市までの中上流部は、広大な河川空間が	・表現の
	れ、水際に点在するオギ・ヨシ群落にはオオヨシキリ、セッカ	形成され、瀬・淵には、オイカワ、ニゴイ等の魚類、ワンド・たま	適正化
	等の鳥類やカヤネズミ等の哺乳類が生息している。また、水域	りにはモツゴ等の魚類が生息する。河岸にヨシ・オギ群落、ヤナギ	• 環境の
	にはオイカワ、モツゴ、ニゴイ等の魚類が数多く見られる。	類の植物が生育し、オオヨシキリ、セッカ等の鳥類やカヤネズミ類	現状を記
12		の哺乳類が生息し、湿地環境には、ハンゲショウ、ヤガミスゲ、タ	載
		コノアシ等の植物が生育し、中州等にはコアジサシやシギ・チドリ	
		類等の鳥類が生息する。鬼怒川合流部付近には、湿地環境や水田地	
		帯が広がり、稲戸井調節池のハンノキ林、ヨシ原等には、オオタ	
		カ、オオヨシキリ等の鳥類が生息する。	
	いだい 印西市から利根川河口堰に至る区間は、湛水域となってお	千葉県印西市から利根川河口堰(千葉県香取郡東 庄町)までの	・表現の
	り、河口部のヨシ・カサスゲ群落が広がる高水敷は、我が国有	中下流部は、河床勾配は緩やかで、河口堰の湛水区間となってお	適正化
13	数のオオセッカの繁殖地となっている。	り、ヨシ原には、オオセッカ、コジュリン等の鳥類が生息し、ワン	• 環境の
13		ド・たまりには、モツゴ等の魚類、イシガイ類等の底生生物、トウ	現状を記
		キョウダルマガエル等の両生類、ミズアオイ等の植物が生息・生育	載
		する。水辺には、カモ類、サギ類、カモメ類等の鳥類が生息する。	

	利根川水系河川整備基本方針(平成18年2月策定)	利根川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	また、河口堰下流の汽水域のヨシ原にはヒヌマイトトンボ等	利根川河口堰から河口までの下流部は、ヨシ原にはヒヌマイトト	・表現の
	が生息するとともに、干潟は、エドハゼ、ヤマトシジミ等の生	ンボ、キイロホソゴミムシ等の陸上昆虫類が生息し、水域にはマル	適正化
14	息地となっている。	タ、ニホンウナギ、シラウオ等の回遊魚やスズキ、ボラ等の魚類が	• 環境の
		生息し、干潟にはシギ・チドリ類の鳥類の渡りの中継地となり、エ	現状を記
		ドハゼ等の魚類やヤマトシジミ等の底生動物が生息する。	載
		島川は、群馬県高崎市倉渕町の鼻 曲山(標高 1,654m)にその源	• 烏川 •
		を発し、榛名山の西と碓氷丘陵の東の斜面境を東南方向に流れ、平	神流川の
		野部に入ってから支川碓氷川、鏑川、下久保ダムのある神流川を合	河道特性
		わせて利根川に合流する。	を追記
		烏川及び神流川は、いずれも扇状地帯を流下する河床勾配が	• 環境の
		1/200~1/600 の急流河川である。そのため、砂州が発達して瀬と淵	現状を記
		が連続し、広い砂礫河原が主体となっている。 烏川は、左岸側に山	載
15		付きの河畔林が多く見られる。	
10		鳥川・神流川は、広い河川敷が存在する扇状地河川であり、オオ	
		ヨシキリ等の鳥類が生息する水際のヨシ原、イカルチドリ等の鳥	
		類、カワラバッタ等の陸上昆虫類、カワラサイコ等の植物が生息・	
		生育する礫河原、オイカワ、アブラハヤ、ギバチ等の生息環境とな	
		る連続した瀬と淵、ムサシノジュズカケハゼ等が生息するワンド・	
		たまりが形成されている。鳥川・神流川の高水敷や低水路にはハリ	
		エンジュを中心とした樹木が繁茂しており、特に神流川では樹林化	
		が進行している。	
		千葉県野田市関宿付近で利根川より分派する江戸川は、ほぼ南流	・19 から
16		して東京湾に注ぐ延長約 60km の河川である。江戸川は分派直後に	移動
		関宿水閘門があり、途中、利根運河、坂川、真間川等を合わせ、河	・西暦追
		口部の東京都江戸川区篠崎付近の江戸川水閘門により旧江戸川を分	加

	利根川水系河川整備基本方針(平成 18 年 2 月策定)	利根川水系河川整備基本方針 (変更案)	変更理由
		派し、行徳可動堰を経て東京湾へ注いでいる。 江戸川は、江戸川流	・環境の
		頭部から三郷放水路、坂川放水路付近までを河床勾配が 1/5,000 程度	現状を記
		と緩やかに流れており、その後、行徳可動堰までの区間は、河床勾	載
		配が 1/11,300 程度とさらに緩やかになり、河口部までほとんど勾配	
		なく流れる。	
		江戸川の行徳可動堰(千葉県市川市)より上流部では、ワンド・	
		たまり、蛇行部の砂州が形成され、ヨシ原等にはオオヨシキリやセ	
		ッカ等の鳥類、砂州にはコチドリ等の鳥類が生息する。ワンド・た	
		まりには、タモロコ、ミナミメダカ等の魚類が生息し、カイツブリ	
		等の鳥類、ニホンアカガエル等の両生類が生息する。江戸川の行徳	
		可動堰より下流部は、感潮区間となっており、ヨシ群落やシオクグ	
		等の植物が生育し、行徳可動堰周辺のヨシ原にはヒヌマイトトンボ	
		等の陸上昆虫類が生息する。水際には干潟が形成され、トビハゼ等	
	かるへが なしむ すかい	の魚類が生息し、シギ・チドリ類の渡りの中継地になっている。	
	左支川の渡良瀬川は、栃木県上都賀郡足尾町の北西、皇海山	支川の渡良瀬川は、栃木県日光市の北西、皇海山(標高 2,144m)	・表現の
	(標高 2,144m)に源を発し、足尾山地を流下し草木ダムに注	に源を発し、足尾山地を流下し草木ダムに注ぎ、山間地を経て群馬	適正化
	ぎ、山間地を経て大間々町で関東平野に流れ出ている。ここよ	県みどり市で関東平野に流れ出ている。ここより流路を南東に変	・市町村
	り流路を南東に変え、足尾山地の南西縁に沿って流下し、左支	え、足尾山地の南西縁に沿って流下し、支川桐生川を合流後、栃木	名の変更
	川桐生川を合流後、足利市で岩井山を迂回する。ここまでの河	県足利市で岩井山を迂回する。ここまでの河床勾配は 1/150~1/400	・環境の
17	床勾配は 1/150~1/400 の急流河川で、河道は礫・玉石を主と	の急流河川で、河道は礫・玉石を主とした礫河原が形成され、礫河	現状を記
	した礫河原が形成され、瀬と淵が連続し、ヤマメ、ウグイなど	原の中州等にはコチドリ、イカルチドリ等の鳥類が生息し、連続し	載
	の魚類や礫河原に営巣するコアジサシ等の鳥類が見られる。	た瀬と淵には、サクラマス(同種で生活史が異なるヤマメを含	
	岩井山付近から下流では、河床勾配が 1/1,000~1/2,000 と	む)、ウグイ等の魚類が生息する。近年は、高水敷にハリエンジュ	
	緩やかな流れとなり、左支川の旗川、秋山川、旧渡良瀬川の流	の繁茂が顕著に見られる。	
	路であった右支川の矢場川を合流する。藤岡町から古河市にか	岩井山付近から下流では、河床勾配が 1/1,000~1/4,000 と緩やかな	

	利根川水系河川整備基本方針(平成18年2月策定)	利根川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	けて渡良瀬遊水地があり、左支川巴波川、思川の2河川が合流	流れとなり、支川の旗川、秋山川、旧渡良瀬川の流路であった支川	
	し、その後南流して利根川本川に合流する。河道は低水路と高	の矢場川を合流する。栃木県 <mark>栃木市藤岡町</mark> から <mark>茨城県</mark> 古河市にかけ	
	水敷が明確となり、流れは緩やかとなる。河岸沿いにはヤナギ	て渡良瀬遊水地があり、支川巴波川、思川等が合流し、その後南流	
	類やヨシ等の植物が繁茂し、そこを生息場所とするオオヨシキ	して利根川に合流する。河道は低水路と高水敷が明確となり、流れ	
	リ、セッカなどの鳥類が見られる。	は緩やかとなる。ヤナギ類やヨシ・オギ群落の植物が生育し、オオ	
	渡良瀬遊水地は、面積約3,300haに及ぶ広大なオープンスペ	ヨシキリ、セッカ等の鳥類が生息する。	
	ースを有する遊水地であり、我が国最大規模の約 1,500ha に及	渡良瀬遊水地は、面積約3,300haに及ぶ広大なオープンスペース	
	ぶヨシ原等の湿地が広がり、多様な動植物の生育・生息環境と	を有する遊水地である。ラムサール条約湿地に登録されており、約	
	なっているが、近年乾燥化が進行し、良好な湿地環境が消失し	1,500ha に及ぶ広大なヨシ原が広がるとともに、トネハナヤスリ、ハ	
	つつある。	ナムグラ、タチスミレ等の植物が生育し、チュウヒ等の猛禽類やオ	
		オヨシキリ、セッカ等の鳥類が生息し、渡良瀬貯水池(谷中湖等)	
		の水辺ではサギ類やカモ類が生息する。近年ではコウノトリが生	
		息・繁殖している。	
	左支川の鬼怒川は、源流域が日光国立公園に指定され、栃木	支川の鬼怒川は、源流域は日光国立公園に指定され、栃木県日光	・表現の
	県塩谷郡栗山村の鬼怒沼(標高 2,040m)に源を発し、川俣ダム	市の鬼怒沼(標高 2,040m)に源を発し、川俣ダム及び川治ダムを流	適正化
	及び川治ダムに至る。藤原町では五十里ダムがある左支川男鹿	下し、栃木県日光市で五十里ダム、湯西川ダムがある支川男鹿川が	・市町村
	川が合流し、侵食によって形成された段丘状の渓谷が織りなす	合流し、南流しながら、日光中禅寺湖から流れる支川大谷川を合わ	名の変更
	ところに川治温泉、龍王峡、鬼怒川温泉の景勝地、ライン下	せる。	・環境の
18	り等の観光地があり、南流しながら、日光中禅寺湖から流れる	さらに、鬼怒川は、栃木県さくら市から栃木県宇都宮市を貫流し	現状を記
	右支川大谷川を合わせる。	て南下し、 <mark>茨城県</mark> 結城市で支川田川が合流する。この間鬼怒川は、	載
	さらに、さくら市から宇都宮市を貫流して南下し、結城市で	河床勾配 1/200 以上と急流で川幅も広く玉石が織りなす礫河原を網	
	右支川田川が合流する。この間鬼怒川は、河床勾配 1/500 以上	状に流れ、カワラノギク、カワラニガナ等の植物が生育し、カワラ	
	と急流で川幅も広く玉石が織りなす礫河原を網状に流れ、礫河	バッタ等の陸上昆虫類が生息する。瀬・淵にはアユ・サケ等の魚類	
	原固有のカワラノギク等の植物やコアジサシ等の鳥類が見られ	が生息・繁殖し、ワンド・たまりにはムサシノジュズカケハゼ等の	
	る。しかしながら近年、川筋の固定化、高水敷や中州の樹林化	魚類が生息する。中州等にはコアジサシ、イカルチドリ等の鳥類が	

	利根川水系河川整備基本方針(平成18年2月策定)	利根川水系河川整備基本方針 (変更案)	変更理由
	等により、礫河原が消失しつつある。	生息する。	
	田川合流後の河床勾配は、1/1,500~1/2,500 と緩やかとな	田川合流後の河床勾配は、1/1,000~1/2,000 と緩やかとなり、川幅	
	り、川幅は狭くなり、水際ではヨシやヤナギなどの植物が繁茂	は狭くなり、最下流部で茨城守谷市大木の台地を貫流して利根川に	
	し、オオヨシキリ等の鳥類が見られる。最下流部で守谷市大木	合流する。下流部では、ヨシ原にはオオヨシキリ等の鳥類が生息	
	の台地を貫流して利根川に合流する。	し、砂河原にはカワラヨモギ等の植物が生育する。	
	左支川の小貝川は、栃木県那須烏山市の小貝ヶ池(標高	支川の小貝川は、栃木県那須烏山市の小貝ヶ池(標高 140m)に源	・表現の
	140m)に源を発し、流路は西の鬼怒川と並行して南流し、益子	を発し、流路は西の鬼怒川と並行して南流し、 <mark>栃木県芳賀郡</mark> 益子町	適正化
	町の西部から真岡市を経て筑西市に入り、右支川五行川及び	の西部から <mark>栃木県</mark> 真岡市を経て <mark>茨城県</mark> 筑西市に入り、支川五行川及	・市町村
	大谷川を合流するまでの河床勾配は 1/500 以上と急流で、大谷	び大谷川を合流するまでの河床勾配は 1/500 以上と急流で、大谷川	名の変更
	川を合流してから谷和原村に至るまでの河床勾配は 1/3,000~	を合流してから <mark>茨城県つくばみらい市</mark> に至るまでの河床勾配は	・環境の
	1/5,000 と緩やかとなり、旧河道跡が現在もいたるところでみ	1/2,000~1/7,000 と緩やかとなり、旧河道跡が現在もいたるところで	現状を記
	られる。この間、下妻市では河道内にクヌギとエノキで構成さ	みられる。 <mark>茨城県つくばみらい市</mark> からは流れを南東に変えるが、こ	載
	れる雑木林とワンド等の湿地環境があり、そこにはオオムラサ	の付近で鬼怒川に最も接近し、その後は鬼怒川と離れながら流下	
19	キが生息している。谷和原村からは流れを南東に変えるが、こ	し、茨城県龍ケ崎市の西方で牛久沼の水を合わせ、これより流れを	
	の付近で鬼怒川に最も接近し、その後は鬼怒川と離れながら流	南に転じて、茨城県取手市、茨城県北相馬郡利根町の境界で利根川	
	下し龍ヶ崎市の西方で牛久沼の水を合わせ、これより流れを南	に合流する。	
	に転じて、取手市、利根町の境界で利根川に合流する。小貝川	小貝川は、堰による広大な湛水区間となっており、ヨシ原には、	
	は平野部を流れる緩流河川で、下流部一帯は水田地帯となって	オオヨシキリ等の鳥類が生息し、連続する瀬・淵には、オイカワ、	
	いる。	サケ等の魚類が生息し、ワンド・たまりにはドジョウ等の魚類が生	
	手賀沼は手賀川を、印旛沼は長門川を経て、小貝川合流点下	息する。水際にはタチスミレ、キタミソウ等の植物が生育する。ク	
	流右岸でそれぞれ利根川に合流している。	ヌギ・エノキの雑木林にはオオムラサキ等の陸上昆虫類が生息・繁	
		殖する。	
	左支川の常陸利根川は、恋瀬川、桜川及び小野川などの流	支川の霞ヶ浦(常陸利根川、横利根川、霞ヶ浦(西浦)、鰐川及	・表現の
20	入支川をもつ霞ヶ浦から流下し、途中で 巴川などの流入支川	び北浦の5河川の総称)は、河床勾配はほとんどなく、恋瀬川、桜	適正化
	をもつ北浦を経て鰐川が合流し、利根川の北をほぼ並行して流	川及び小野川等の多くの流入支川をもつ。北利根川、外浪遊浦、常	・霞ヶ浦

	利根川水系河川整備基本方針(平成18年2月策定)	利根川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	下したのち、常陸川水門に至り利根川と合流する。常陸利根川	陸川の3つを合わせた常陸利根川は、途中で巴川等の流入支川をも	の範囲を
	の河床勾配はほとんどない。	つ北浦が鰐川を経て合流し、利根川の北をほぼ並行して流下したの	明確化
	霞ヶ浦は、琵琶湖に次ぐ広大な湖面積を有し、ワカサギ、シ	ち、常陸川水門 <mark>を経て</mark> 利根川と合流する。	環境の
	ラウオ、コイ等の水産資源が豊富である。また、湖岸には多様	霞ヶ浦は、琵琶湖に次ぐ広大な湖面積を有し、ヨシ等の植物が生	現状を記
	な生物が生息する湿性・抽水植物群落等が広く見られ、霞ヶ浦	育する湖岸帯が広がっており、ヨシ原には、オオヨシキリ等の鳥類	載
	の特徴的な景観を形成しているが、近年、波浪による侵食等に	やカヤネズミ等の哺乳類が生息し、ワンド・たまりには、イシガイ	
	より減少しつつある。	等の底生動物が生息し、水辺には、サギ類やコガモ、カイツブリ等	
		の鳥類が生息する。水域には、水産資源となるコイやワカサギ、シ	
		ラウオ等の魚類が生息する。	
	野田市関宿付近で利根川より分派した江戸川は、ほぼ南流し	7 7 4 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	14 へ移
	て東京湾に注ぐ延長約 60km の河川である。江戸川は分派直後		動
	に関宿水閘門があり、途中、利根運河、坂川、真間川等を合わ		
	せ、河口部の江戸川区篠崎付近の江戸川水閘門を経て旧江戸川		
	を分派し、行徳可動堰を経て東京湾へ注いでいる。河口部の汽		
21	水域の干潟には、日本の北限とされるトビハゼが生息してい		
	る。		
	利根川と江戸川を結ぶ利根運河は、舟 運を目的に明治 23 年		
	に開削され、その後、利根川の洪水の一部を江戸川に分派する		
	派川利根川として位置づけられ、現在は、緑豊かな水辺の回廊		
	として市民の憩いの場となっている。		
	江戸川右支川の中川は、埼玉県羽生市を起点として東流し、	江戸川支川の中川は、埼玉県及び東京都の東部低平地を流れる河	・表現の
	幸手市において流路を南へ変え江戸川と並行して流下し、右支	川であり、埼玉県羽生市を起点として東に流れ、埼玉県幸手市にお	適正化
22	川の大落古利根川、新方川、元荒川を合流して、葛飾区におい	いて流路を南へ変え江戸川と並行して流下し、支川の大落古利根	・環境の
	て新中川を分派した後に、綾瀬川の合流点で荒川と並行して東	川、新方川、元荒川を合流して、東京都葛飾区において新中川を分	現状を記
	京湾へ注いでいる。	派した後に <mark>流路を西に変え、綾瀬</mark> 川の合流点より荒川と並行して東	載

	利根川水系河川整備基本方針(平成18年2月策定)	利根川水系河川整備基本方針 (変更案)	変更理由
		京湾へ注いでいる。	
		中川は、感潮区間があり、汽水域に生息するアシシロハゼ、スズ	
		キ等の魚類やクロベンケイガニ、カワゴカイ属等の底生生物が生息	
		する。ヨシ原にはオオヨシキリ等の鳥類、ヒヌマイトトンボ等の陸	
		上昆虫類が生息し、干潟にはシギ・チドリ類の鳥類が生息してい	
		る。また、サギ類の鳥類の集団営巣地となる樹林が形成されてい	
		る。	
		なお、利根川本川や支川では、特定外来生物であるコクチバス、	• 特定外
		ブルーギル等の魚類や、アレチウリ、ミズヒマワリ、ナガエツルノ	来生物を
23		ゲイトウ等の植物、ガビチョウ等の鳥類が確認されている。高水敷	追記
		には、ハリエンジュ等の外来植物が広範に確認されており、在来種	
		の生息・生育・繁殖の場への影響が懸念されている。	
	現在の利根川は、関東平野をほぼ西から東に向かって貫流し	現在の利根川は、関東平野をほぼ西から東に向かって貫流し太平	
	太平洋に注いでいるが、近世以前において、利根川、渡良瀬	洋に注いでいるが、近世以前において、利根川、渡良瀬川、鬼怒川	
	川、鬼怒川は各々別の河川として存在し、利根川は関東平野の	は各々別の河川として存在し、利根川は関東平野の中央部を南流し	
	中央部を南流し荒川を合わせて現在の隅田川筋から東京湾に注	荒川を合わせて現在の隅田川筋から東京湾に注いでいた。天正 18 年	
24	いでいた。天正 18 年(1590 年)に徳川家康の江戸入府を契機	(1590 年)に徳川家康の江戸入府を契機に江戸時代の初期約 60 年	
24	に江戸時代の初期約60年間において数次にわたる付替え工事	間において数次にわたる付替え工事が行われ、この結果、利根川は	
	が行われ、この結果、利根川は太平洋に注ぐようになった。こ	太平洋に注ぐようになった。この一連の工事は「利根川の東遷」と	
	の一連の工事は「利根川の東遷」と言われ、これにより現在の	言われ、これにより現在の利根川の骨格が形成された。また、本川	
	利根川の骨格が形成された。	中流部における遊水機能(酒巻村・瀬戸井村の狭窄部、中条堤等)	
		により江戸市中の洪水防御を図っていた。	
	利根川の治水事業は、明治29年の大水害にかんがみ、直轄	利根川水系の治水事業は、明治29年(1896年)の大水害にかん	・西暦追
25	事業として栗橋上流における計画高水流量を 3,750m³/s とした	がみ、直轄事業として栗橋上流における計画高水流量を 3,750m³/s と	加
	利根川改修計画に基づき、明治33年から第1期工3事として	した利根川改修計画に基づき、明治33年(1900年)から第1期工	・表現の

佐原から河口間、明治40年に第2期工事として取手から佐原間、さらに明治42年には第3期工事として取手から沼ノ上 (現在の八斗島付近)間の改修に着手した。

明治43年の大出水により計画を改定し、上流における計画 高水流量を5,570m3/sとして築堤、河道掘削等を行い、屈曲部 には捷水路を開削し、昭和5年に竣功した。

さらに、昭和10年、13年の洪水にかんがみ、昭和14年に利根川増補計画に基づく工事に着手した。その計画は、八斗島から渡良瀬川合流点までの計画高水流量を10,000m3/sとし、渡良瀬遊水地に800m3/sの洪水調節機能をもたせ、下流部に利根川放水路を位置づけた。

その後、昭和22年9月洪水により大水害を受けたため、治水調査会で計画を再検討した結果、昭和24年に利根川改修改訂計画を決定した。その内容は、これまでの数回にわたる河道の拡幅、築堤の経緯を踏まえ、上流部のダムをはじめとする洪水調節施設を設置することとしたものであり、基準地点八斗島において基本高水のピーク流量を17,000m3/sとし、このうち上流ダム群により3,000m3/sを調節して計画高水流量を14,000m3/sとした。また、渡良瀬川及び鬼怒川の合流量は、それぞれ渡良瀬遊水地及び田中、菅生、稲戸井各調節池により本川の計画高水流量に影響を与えないものとし、利根川下流の利根川放水路に3,000m3/sを分派し、布川の計画高水流量を5,500m3/sとした。この計画は、昭和40年の新河川法施行に伴い策定した工事実施基本計画に引き継がれた。

事として佐原から河口間、明治 40 年(1907 年)に第 2 期工事として取手から佐原間、さらに明治 42 年(1909 年)には第 3 期工事として取手から沼ノ上(現在の基準地点八斗島付近)間の改修に着手した。

利根川水系河川整備基本方針(変更案)

明治43年(1910年)の大出水により中条堤が決壊したことを踏まえ、酒巻村・瀬戸井村の狭窄部を拡幅する計画に改定し、上流における計画高水流量を5,570m³/s として築堤、河道掘削等を行い、屈曲部には捷水路を開削し、昭和5年(1930年)に竣功した。

さらに、昭和10年(1935年)、13年(1938年)の洪水にかんがみ、昭和14年(1939年)に利根川増補計画に基づく工事に着手した。その計画は、八斗島地点から渡良瀬川合流点までの計画高水流量を10,000m³/sとし、渡良瀬遊水地に800m³/sの洪水調節機能をもたせ、下流部に利根川放水路を位置づけた。

その後、昭和22年(1947年)9月洪水により大水害を受けたため、治水調査会で計画を再検討した結果、昭和24年(1949年)に利根川改修改訂計画を決定した。その内容は、これまでの数回にわたる河道の拡幅、築堤の経緯を踏まえ、八斗島地点上流のダムをはじめとする洪水調節施設を設置することとしたものであり、八斗島地点において基本高水のピーク流量を17,000m³/sとし、このうち上流の洪水調節施設により3,000m³/sを調節して計画高水流量を14,000m³/sとした。また、渡良瀬川及び鬼怒川の合流量は、それぞれ渡良瀬遊水地及び田中、菅生、稲戸井の各調節池により利根川本川の計画高水流量に影響を与えないものとし、取手下流の利根川放水路により3,000m³/sを分派し、布川地点の計画高水流量を

修正

	利根川水系河川整備基本方針(平成18年2月策定)	利根川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		5,500m³/s とした。この計画は、昭和 40 年(1965年)の新河川法施	
		行に伴い策定した利根川水系工事実施基本計画に引き継がれた。	
	その後の利根川流域の経済的、社会的発展にかんがみ、近年の	利根川水系の河川において治水事業は精力的に実施され、地域社	• 西暦追
	出水状況から流域の出水特性を検討した結果、昭和 55 年に全	会の発展に寄与してきたが、一方では戦後の復興に続く昭和30年	加
	面的に計画を改定した。その内容は八斗島において基本高水の	代後半からの高度経済成長により、流域内や氾濫区域内の土地利	・表現の
	ピーク流量を 22,000m3/s とし、このうち上流ダム群により	用、資産、水需要等、利根川水系を取り巻く社会情勢は一変し、計	適正化
	6,000m3/s を調節して計画高水流量を 16,000m3/s とした。また	画もその情勢に応じたものにする必要が生じてきた。このため、	・現行の
	渡良瀬川及び鬼怒川の合流量はそれぞれ渡良瀬遊水地及び田	「既往最大主義」であった治水計画の考え方に「確率論」を導入	河川整備
	中、菅生、稲戸井各調節池により本川の計画高水流量に影響を	し、近年の出水状況から流域の出水特性を検討した結果、昭和55	基本方針
	与えないものとし、利根川下流の計画高水流量は布川において	年(1980年)に全面的に計画を改定し、基準地点八斗島において基	及び河川
	8,000m3/s とした。	本高水のピーク流量を $22,000 \text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち上流 0 洪水調節施	整備計画
		設により 6,000m³/s を調節して計画高水流量を 16,000m³/s とした。	について
26		その後、平成9年(1997年)の河川法改正に伴い平成18年	追記
20		(2006年) に策定した利根川水系河川整備基本方針では、基準地点	
		八斗島において基本高水のピーク流量を 22,000m³/s とし、このうち	
		上流の洪水調節施設により 5,500m³/s を調節し同地点の計画高水流量	
		を 16,500m³/s とした。	
		なお、本川下流部に計画していた利根川放水路については、市街	
		化の進行により、移転等地域社会への影響が甚大となることから、	
		印旛沼を調節池として活用した放水路とすることで規模を縮小する	
		とともに、下流部の計画高水流量を増大した。	
		平成25年(2013年)5月には利根川水系利根川・江戸川河川整備	
		計画(大臣管理区間)を策定し、令和2年(2020年)3月までに3	
		回変更を行った。	

	利根川水系河川整備基本方針(平成18年2月策定)	利根川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	主要な工事として現在までに利根川上流部では、多目的ダム	主要な <mark>施設</mark> として現在までに利根川 <mark>源流部</mark> では、多目的ダムとし	・西暦追
	として藤原、相俣、薗原、矢木沢及び奈良俣の5ダム並びに酸	て藤原ダム、相俣ダム、薗原ダム、八ッ場ダム、矢木沢ダム及び	加
	害防止を目的とする品木ダムを完成させ、吾妻川の中流域にお	奈良俣 <mark>ダムの6</mark> ダム <mark>及び</mark> 酸害防止を目的とする品木ダムが完成し	・表現の
	いて、洪水調節と利水を目的としたパッ場ダムを建設中であ	た。八斗島地点下流では堤防の拡築、河道掘削等を実施するととも	適正化
	る。利根川中流部(八斗島~取手)では大規模な引堤を実施し	に、カスリーン台風を契機とした本川中流部の五大引堤や江戸川の	• 堤防強
	たほか、堤防の拡築、河道掘削等を実施するとともに、渡良瀬	上流部の引堤等、大規模な引堤を実施したほか、渡良瀬遊水地、田	化対策に
	遊水地の囲繞堤、越流堤等の整備を概成し、田中、菅生、稲戸	中、菅生、稲戸井の各調節池が概ね概成し、田中、稲戸井調節池に	ついて追
	井の3つの調節池の囲繞堤、越流堤等の整備についても田中及	ついて、治水機能の増強を行っている。また、広域的な水利用施設	記
27	び菅生を概成し、稲戸井を現在整備中である。また、広域的な	として利根大堰や塩害防止等を目的として利根川河口堰を整備する	
	水利用施設として利根大堰を整備した。利根川下流部(取手~	とともに、流況調整河川として北千葉導水路が <mark>整備されている</mark> 。さ	
	河口)では全川にわたる堤防の拡築、河道掘削等を実施すると	らに、利根川の堤防は、10m を超える比高差を有する区間もあり、	
	ともに、流況調整河川として北千葉導水路、塩害防止等を目的	万一、堤防が決壊し、氾濫が発生した場合、壊滅的な被害が予想さ	
	として利根川河口堰を建設した。さらに、利根川の堤防は、	れ社会経済活動に甚大な影響を与えることが懸念されるため、超過	
	10m を超える比高差を有する区間もあり、万一、破堤氾濫が発	洪水対策として昭和62年(1987年)に高規格堤防の整備に着手し	
	生した場合、壊滅的な被害が予想され経済社会活動に甚大な影	た。また、平成 16 年(2004 年)から堤防の浸透に対する安全性を	
	響を与えることが懸念されるため、超過洪水対策として昭和62	確保するために堤防断面を拡大する「首都圏氾濫区域堤防強化対	
	年に高規格堤防の整備に着手した。	策」に着手し下流区間について概成している。	
	鳥川については、昭和8年から岩鼻における計画高水流量を	鳥川については、昭和8年(1933年)から岩鼻 <mark>地点</mark> における計画	• 西暦追
	3,400m³/s として改修工事を行ってきたが、昭和22年9月洪水	高水流量を 3,400m³/s として改修工事を行ってきたが、昭和 22 年	加
	により、岩鼻における計画高水流量を 6,700m³/s と改定した。	(1947 年) 9 月洪水により、岩鼻地点における計画高水流量を	・表現の
28	この計画に基づき、築堤、護岸整備や鳥川及び神流川の合流点	6,700m³/s に改定した。この計画に基づき、築堤、護岸整備や鳥川及	適正化
	処理等を行い昭和38年に工事を竣功させた。その後、昭和55	び神流川の合流点処理等を行い昭和38年(1963年)に工事を竣功	・現行の
	年に岩鼻における計画高水流量を 6,900m³/s に改定し、この計	させた。その後、昭和 55 年(1980 年)に岩鼻 <mark>地点</mark> における計画高	河川整備
	画に基づき改修工事を実施している。なお、神流川の上流では	水流量を 6,900m³/s に改定し、平成 18 年(2006 年)に策定した利根	基本方針
	多目的ダムとして下久保ダムを完成させている。	川水系基本整備基本方針では、玉村地点において計画高水流量を	

	利根川水系河川整備基本方針(平成18年2月策定)	利根川水系河川整備基本方針 (変更案)	変更理由
		8,800m³/s に設定し、この計画に基づき改修工事を実施している。な	について
		お、神流川では多目的ダムとして下久保ダムが完成した。	追記
		江戸川については、明治44年(1911年)に改訂された利根川改	・32 から
		修計画において、江戸川への分派量を 2,230m³/s として河道の拡幅を	移動
		行い、その分派地点に水閘門を設け、下流に放水路を開削すること	• 西暦追
		等が定められた。	加
		その後、昭和14年(1939年)の利根川増補計画において、江戸	・表現の
		川への分派量を 3,000m³/s とし、利根運河から 500m³/s の合流量を見	適正化
		込み、旧江戸川へ 1,000m³/s 分派させ、河口まで 2,500m³/s とする計	・現行の
		画とした。	河川整備
		昭和24年(1949年)の利根川改修改訂計画において、分派後の江	基本方針
		戸川の計画高水流量を 5,000m³/s とし、利根運河からの流入量	及び河川
		500m³/s を見込み、松戸において 5,500m³/s とし、旧江戸川へ	整備計画
29		1,000m³/s 分派させ、河口まで 4,500m³/s とする計画とした。	について
		その後、昭和55年(1980年)に策定した工事実施基本計画では、	追記
		分派後の江戸川の計画高水流量を 6,000m³/s とし、利根運河及び中川	
		の合流量をそれぞれ 500m³/s 見込み、松戸地点から河口までの計画	
		高水流量を 7,000m³/s とする計画とした。	
		江戸川の主な事業としては、大規模な引堤のほか、堤防の拡築、	
		河道掘削等を実施するとともに、関宿水閘門、江戸川水閘門及び河	
		口部に塩害防止等を目的とした行徳可動堰を建設した。さらに、超	
		過洪水対策として昭和62年(1987年)に高規格堤防の整備に着手	
		した。また、平成16年(2004年)から「首都圏氾濫区域堤防強化	
		対策」に着手し、概成している。平成18年(2006年)に策定した	
		利根川水系河川整備基本方針では、江戸川の計画高水流量は関宿地	

	利根川水系河川整備基本方針(平成 18 年 2 月策定)	利根川水系河川整備基本方針 (変更案)	変更理由
		点及び松戸地点において 7,000m³/s とし、篠崎地点において旧江戸川	
		に 1,000m³/s を分派し、その下流妙 典地点で 6,000m³/s とし、河口ま	
		で同一流量とした。	
	渡良瀬川については、明治43年から藤岡における計画高水	渡良瀬川については、明治 43 年(1910 年)から主要地点藤岡に	・西暦追
	流量を 2,500m³/s として改修に着手し、昭和元年に竣功した。	おける計画高水流量を 2,500m³/s として改修に着手し、昭和 2 年	加
	次いで昭和13年9月洪水により、増補計画として、岩井にお	(1927年)3月に竣功した。次いで昭和13年(1938年)9月洪水に	・表現の
	ける計画高水流量を 2,800m³/s と改定し、堤防の嵩上げ及び引	かんがみ、増補計画として、岩井地点における計画高水流量を	適正化
	堤を行った。さらに昭和22年9月洪水により、藤岡における	2,800m³/s と改定し、堤防の嵩上げ及び引堤を行った。さらに昭和 22	・現行の
	計画高水流量を 4,500m³/s に改定したが、その後流域の開発の	年(1947年)9月洪水にかんがみ、藤岡地点における計画高水流量	河川整備
	進展等にかんがみ、昭和39年に高津戸における基本高水のピ	を 4,500m³/s に改定したが、その後流域の開発の進展等にかんがみ、	基本方針
	ーク流量を 4,300 m^3/s とし、このうち上流のダムにより $800\mathrm{m}^3/\mathrm{s}$	昭和 39 年(1964 年)に基準地点高津戸における基本高水のピーク	及び河川
	を調節し、計画高水流量を 3,500m³/s とした。この計画に基づ	流量を 4,300m³/s とし、このうち上流のダムにより 800m³/s を調節	整備計画
30	いて上流部に草木ダムを完成させ、築堤等を実施するととも	し、計画高水流量を 3,500m³/s とした。この計画に基づいて上流に草	について
00	に、岩井に分水路を建設した。その後、昭和 55 年に基準地点	木ダムを完成させ、築堤等を実施するとともに、岩井地点に分水路	追記
	高津戸における基本高水のピーク流量を 4,600m³/s とし、この	を建設した。その後、昭和 55 年 (1980 年) に高津戸地点において	
	うち上流のダムにより 1,100m³/s を調節し、計画高水流量を	基本高水のピーク流量を 4,600m³/s とし、このうち上流のダムにより	
	3,500m³/s とした。なお、思川上流では、南摩ダムを建設中で	1,100m³/s を調節し、計画高水流量を 3,500m³/s とした。平成 18 年	
	ある。	(2006年) に策定した利根川水系河川整備基本方針では高津戸地点	
		において基本高水のピーク流量を 4,600m³/s とし、このうち流域内の	
		洪水調節施設により 1,100m³/s を調節し、河道への配分流量を	
		3,500m ³ /s とした。平成 29 年(2017 年)には利根川水系渡良瀬川河	
		川整備計画(大臣管理区間)を策定した。なお、思川では、南摩ダ	
		ムを建設中である。	
31	鬼怒川については、昭和元年から大木における計画高水流量を	鬼怒川については、大正 15 年 (1926 年)から大木地点における	・西暦追
91	2,500m³/s として改修を行ってきたが、昭和13年9月洪水によ	計画高水流量を 2,500m³/s として改修を行ってきたが、昭和 13 年	加

	利根川水系河川整備基本方針(平成18年2月策定)	利根川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	り、上流に洪水調節のためのダムを建設することなどを含めた	(1938年)9月洪水により、上流に洪水調節のためのダムを建設す	・表現の
	増補計画を決定した。その後、昭和24年に利根川改修改訂計	ること等を含めた増補計画を決定した。その後、昭和 24 年(1949)	適正化
	画に合わせて改修を行ってきたが、昭和48年に過去の降雨及	年)に利根川改修改訂計画に合わせて改修を行ってきたが、昭和48	・現行の
	び出水特性を検討し、基準地点石井における基本高水のピーク	年(1973年)に過去の降雨及び出水特性を検討し、基準地点石井に	河川整備
	流量を $8,800\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち上流ダム群により $2,600\text{m}^3/\text{s}$ を	おいて基本高水のピーク流量を 8,800m³/s とし、このうち上流ダム群	基本方針
	調節し、計画高水流量を 6,200m³/s とする計画を決定した。こ	により 2,600m³/s を調節し、計画高水流量を 6,200m³/s とする計画を	及び河川
	の計画に基づいて五十里、川俣及び川治の3ダムを完成させ、	決定した。この計画に基づいて五十里ダム、川俣ダム、川治ダムの	整備計画
	さらに湯西川ダムを建設中である。	3 ダムが完成した。平成 18 年(2006年)に策定した利根川水系河川	について
		整備基本方針では、石井地点における基本高水のピーク流量を	追記
		8,800m³/s とし、計画高水流量を 5,400m³/s と設定した。平成 24 年	
		(2012年) 11月に湯西川ダムが完成した。その後、平成27年9月	
		関東・東北豪雨 (2015年) にかんがみ、平成28年 (2016年)2月	
		には利根川水系鬼怒川河川整備計画(大臣管理区間)を策定した。	
	小貝川については、昭和8年から黒子における計画高水流量	小貝川については、昭和8年(<mark>1933年)から基準地点</mark> 黒子におけ	・西暦追
	を 450m³/s として改修を行ってきたが、昭和 13 年 6、7 月洪水	る計画高水流量を 450m³/s として改修を行ってきたが、昭和 13 年	加
	により昭和17年に黒子における計画高水流量を850m³/sとする	(1938年)6、7月洪水により昭和17年(1942年)に黒子地点にお	・表現の
	計画を決定し、改修を実施してきた。その後、昭和56年8月	ける計画高水流量を 850m³/s とする計画を決定し、改修を実施して	適正化
	洪水で破堤し、さらに、昭和61年8月洪水では複数箇所で破	きた。その後、昭和 56 年 (1981 年) 8 月洪水で堤防が決壊し、さら	・現行の
0.0	堤したことなどに鑑み、昭和62年に基準地点黒子における基	 に、昭和 61 年 (1986 年) 8 月洪水では複数箇所で <mark>堤防が決壊</mark> したこ	河川整備
32	本高水のピーク流量を 1,950m³/s とし、このうち遊水地群によ	と等にかんがみ、昭和 62 年 (1987 年) に黒子地点における基本高	基本方針
	り 650m³/s を調節し、計画高水流量を 1,300m³/s とする計画に	水のピーク流量を昭和 61 年 8 月洪水の実績を踏まえて 1,950m³/s と	及び河川
	改定した。この計画に基づき、母子島遊水地を完成させ、築	し、このうち遊水地群により 650m³/s を調節し、計画高水流量を	整備計画
	堤、護岸整備等を実施している。	1,300m³/s とする計画に改定した。この計画に基づき、母子島遊水地	について
		が完成し、築堤、護岸整備等を実施した。平成18年(2006年)に	追記
		利根川水系河川整備基本方針を策定し、黒子地点における基本高水	

	利根川水系河川整備基本方針(平成 18 年 2 月策定)	利根川水系河川整備基本方針 (変更案)	変更理由
		のピーク流量を 1,950m³/s、計画高水流量を 1,300m³/s と設定した。	
		令和2年(2020年)3月には利根川水系小貝川河川整備計画(大臣	
		管理区間)を策定した。	
	常陸利根川については、昭和23年から改修に着手し、堤防	常陸利根川については、昭和23年(1948年)から改修に着手	• 西暦追
	の拡築等を実施した他、昭和 38 年には利根川本川合流点に逆	し、堤防の拡築等を実施した他、昭和38年(1963年)には利根川	加
	流防止のための常陸川水門を完成させた。霞ヶ浦については、	本川合流点に逆流防止のための常陸川水門を完成させた。霞ヶ浦に	・表現の
	昭和 42 年 5 月、霞ヶ浦、北浦、横利根川及び鰐川が大臣管理	ついては、昭和42年(1967年)6月、西浦、北浦、外浪逆浦、横利	適正化
	区間に指定された。また、昭和45年から霞ヶ浦開発事業が治	根川及び鰐川を大臣管理区間に <mark>編入し</mark> た。また、昭和 45 年(1970	・現行の
	水、特定かんがい用水及び都市用水の開発を目的に開始され、	年)から霞ヶ浦開発事業が治水並びに特定かんがい用水及び都市用	河川整備
33	湖岸堤整備を主体に事業を推進し、貯水池化が図られた。な	水の開発を目的に開始され、湖岸堤整備を主体に事業を推進し、貯	基本方針
	お、霞ヶ浦等の水質浄化及び都市用水開発を目的とした流況調	水池化が図られた。	及び河川
	整河川の霞ヶ浦導水事業が実施中である。	平成 18 年(2006 年)に利根川水系河川整備基本方針を策定し、	整備計画
		主要地点出島において計画高水位 Y.P.+2.85m と設定した。平成 28	について
		年(2016年)2月には利根川水系霞ヶ浦河川整備計画(大臣管理区	追記
		間)を策定した。なお、霞ヶ浦等の水質浄化及び都市用水開発を目	
		的とした流況調整河川の霞ヶ浦導水事業が実施中である。	
	江戸川については、明治 44 年に改訂された利根川改修計画		27 へ移
	において、江戸川への分派量を 2,230m³/s として河道の拡幅を		動
	行い、その分派地点に水閘門を設け、下流に放水路を開削する		
	ことなどが定められた。		
34	その後、昭和14年の利根川増補計画において、江戸川への分		
	派量を 3,000m3/s とし、利根運河から 500m3/s の合流量を見込		
	み、旧江戸川へ 1,000m3/s 分派させ、河口まで 2,500m3/s とす		
	る計画とした。		
	昭和24年の利根川改修改訂計画において、分派後の江戸川		

	利根川水系河川整備基本方針(平成 18 年 2 月策定)		変更理由
	の計画高水流量を 5,000m3/s とし、利根運河からの流入量	TOTAL MARKET PART (SESSION	50501
	500m3/s を見込み、松戸において 5,500m3/s とし、旧江戸川へ		
	1,000m3/s 分派させ、河口まで 4,500m3/s とする計画とした。		
	その後、昭和55年に策定した工事実施基本計画では、分派後		
	の江戸川の計画高水流量を 6,000m3/s とし、利根運河及び中川		
	の合流量をそれぞれ 500m3/s 見込み、松戸から河口までの計画		
	高水流量を 7,000m3/s とする計画とした。		
	江戸川の主な事業としては、大規模な引堤のほか、堤防の拡		
	築、河道掘削等を実施するとともに、関宿水閘門、江戸川水閘		
	門及び河口部に塩害防止等を目的とした行徳可動堰を建設し		
	た。さらに、超過洪水対策として昭和62年に高規格堤防の整		
	備に着手した。		
	中川については、大正5年から吉川における計画高水流量を	中川については、大正 5 年 (1916 年) から吉川 <mark>地点</mark> における計画	• 西暦追
	 264m³/s として改修に着手し、昭和 13 年からは東京都、埼玉県	高水流量を 264m³/s として改修に着手し、昭和 13 年 (1938 年) から	加
	 による改修が進められたが、昭和 36 年に中流部を直轄編入	 は東京都、埼玉県による改修が進められたが、昭和 36 年(1961	表現の
	し、昭和 38 年に吉川の計画高水流量を 800m³/s とした。その後	年) に中流部を直轄施工とし、昭和38年(1963年) に吉川地点の	適正化
	昭和 55 年に 1,100m³/s に改定し、平成 5 年には流域の土地利用	計画高水流量を 800m³/s とした。その後昭和 55 年 (1980 年) に	• 施設に
	の変化等を踏まえ、流出量の増分を新たな放水路等で処理し吉	1,100m³/s に改定し、平成 5 年 (1993 年) には流域の土地利用の変化	ついて追
35	川の計画高水流量を 1,100m³/s とする計画改定を行った。	等を踏まえ、流出量の増分を新たな放水路等で処理し吉川地点の計	記
	これまでに綾瀬川、中川、江戸川を結ぶ綾瀬川放水路、三郷	画高水流量を 1,100m³/s とする計画に改定した。	• 特定都
	放水路、幸手放水路を整備し、現在、中川、倉松川、大落古利	これまでに江戸川、中川を結ぶ三郷放水路、幸手放水路及び中	市河川に
	根川などの洪水を江戸川に排水する大規模な地下放水路である	川、綾瀬川を結ぶ綾瀬川放水路並びに中川、倉松川、大落古利根川	ついて追
	」はままりたがいかく 首都圏外郭放水路を整備中である。	の洪水を江戸川に排水する大規模な地下放水路である首都圏外郭放	記
	中川流域は、高度成長期以降、首都圏のベットタウンとして	水路を整備した。	
	都市化が進行し、河川整備のみによる治水対策が困難なことか	中川流域は、高度成長期以降、首都圏のベットタウンとして都市	

	利根川水系河川整備基本方針(平成18年2月策定)	利根川水系河川整備基本方針 (変更案)	変更理由
	ら、流域における保水・遊水機能の維持、浸水被害を抑える土	化が進行し、河川整備のみによる治水対策が困難なことから、流域	
	地利用など、総合治水対策を昭和55年から実施している。	における保水・遊水機能の維持、浸水被害を抑える土地利用等、中	
		川・綾瀬川流域総合治水対策を昭和55年(1980年)から実施して	
		いる。近年の水災害の激甚化・頻発化や流域の状況を踏まえ、令和	
		6年(2024年)に「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく特定都	
		市河川流域に指定された。	
		平成27年9月関東・東北豪雨(2015年)では、関東地方において、	・水防災
		「線状降水帯(せんじょうこうすいたい)」と呼ばれる積乱雲が帯状	意識社会
		に次々と発生する状況となり、長時間にわたって強い雨が降り続き、	再構築に
		鬼怒川流域では、記録的な大雨となった。また、平成27年(2015年)	関する取
		9月9日から9月10日にかけて、五十里雨量観測所(栃木県日光市)	組の追記
		では、昭和 50 年(1975 年)の観測開始以来、最多の 24 時間雨量 551mm	
		を記録する等、各観測所で観測史上最多雨量を記録した。この記録的	
		な大雨により鬼怒川の堤防が決壊し、広範囲かつ長期間にわたる浸水	
		被害が発生した。これを踏まえて、平成27年(2015年)12月に策定	
36		された「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、平成28年(2016	
		年)6月までに、利根川水系に係る全ての直轄河川とその氾濫により	
		浸水のおそれのある市区町村を対象に「大規模氾濫減災協議会」を組	
		織し、「水防災意識社会」の再構築を目的に国、都県、市区町村等が	
		連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対	
		策を一体的・計画的に推進してきた。	
		大きな被害を受けた鬼怒川下流域(茨城県区間)においては、国、	
		茨城県、茨城県常総市など鬼怒川沿川の7市町が主体となり、再度	
		災害防止を目的とした、決壊した堤防の本格的な復旧、高さや幅が足	
		りない堤防の整備(嵩上げや拡幅)、洪水時の水位を下げるための河	

	利根川水系河川整備基本方針(平成18年2月策定)	利根川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		道掘削等のハード対策、タイムラインの整備とこれに基づく訓練の実	
		施、地域住民等も参加する危険箇所の共同点検の実施、広域避難に関	
		する仕組みづくり等のソフト対策が一体となった治水対策を、「鬼怒	
		川緊急対策プロジェクト」として実施し、ハード対策については令和	
		3年(2021年)9月に完了した。	
		そのような中、令和元年東日本台風(台風第19号) (2019年10	• 令和元
		月)により、10日から13日までの総降水量が、東日本を中心に17	年東日本
		地点で 500mm を超え、特に静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地	台風(台
		方の多くの地点で3、6、12、24時間降水量の観測史上1位を更新す	風第 19
		るなど記録的な大雨となった。八斗島上流域では、流域平均3日雨	号) につ
		量が 309mm に達し、既往最高値を記録した。利根川水系全体では、	いて追記
		特に烏川、神流川、吾妻川、鬼怒川、思川、巴波川流域に大きな降	
		雨をもたらした。	
		気象庁気象研究所によると、人為起源の温室効果ガス排出の増加	
37		等に伴う気温及び海面水温の上昇が、令和元年東日本台風(台風第	
31		19号) に伴う関東甲信地方での大雨にどの程度影響を与えたのかに	
		ついて評価した結果、昭和55年(1980年)年以降の気温及び海面	
		水温の上昇が、総降水量の約11%の増加に寄与したと見積もられて	
		いる。	
		この降雨により、利根川水系の国管理区間の水位観測所の多くで	
		観測開始以降、最高の水位を記録し、利根川中流部・利根川下流部	
		及び烏川では計画高水位を上回った。八斗島地点において観測流量	
		は最大約 13,800m³/s(ダム・氾濫戻し流量約 17,500m³/s)となり、こ	
		の洪水により、利根川下流部及び烏川上流部の無堤区間において浸	
		水が発生した。	

	利根川水系河川整備基本方針(平成18年2月策定)	利根川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		令和元年東日本台風(台風第19号)をはじめとして、近年激甚な	・流域治
		水害が頻発していることに加え、今後の気候変動による水災害リス	水プロジ
		クの増大に備えるために、治水対策の抜本的な強化として、令和3	ェクトに
		年 (2021 年) 3 月に「利根川・江戸川流域治水プロジェクト」「渡	ついて追
		良瀬川流域治水プロジェクト」「鬼怒川流域治水プロジェクト」	記
		「小貝川流域治水プロジェクト」「霞ヶ浦流域治水プロジェクト」	
		「中川・綾瀬川流域治水プロジェクト」を策定し、河川整備に加	
		え、あらゆる関係者が協働して、流域の貯留機能の向上等を組み合	
		わせた流域全体で水害を軽減させる治水対策を推進している。	
		流域治水プロジェクトを進めるに当たっては、流域内の自然環境	
38		が有する多様な機能(グリーンインフラ)も活用し、治水対策にお	
30		ける多自然川づくりや自然再生、生態系ネットワークの形成、川を	
		活かしたまちづくり等の取り組みにより、水害リスクの低減に加	
		え、魅力ある地域づくりに取り組んでいる。	
		具体的な取り組みとして、群馬県の東部を流下する休泊川等が令	
		和 5 年 (2023年) 12 月に、茨城県、埼玉県、東京都を流下する中	
		川・綾瀬川等を令和6年(2024年)3月に特定都市河川に指定し、	
		河川管理者・流域の都県及び市町村の長・下水道管理者等からなる流	
		域水害対策協議会を組織し、河道掘削・調節池等のハード整備の加速	
		化に加え、流域における貯留・浸透機能の向上、水害リスクを踏まえ	
		たまちづくり・住まいづくり等の浸水被害対策を流域一体で計画的に	
		進めるための流域水害対策計画の検討を進めている。	
39		また、河川管理者、ダム管理者及び関係利水者により、令和2年	・既存ダ
Jy		(2020年)5月に利根川水系治水協定、利根川水系鬼怒川治水協定	ムの事前

	利根川水系河川整備基本方針(平成18年2月策定)	利根川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	型版用水水型用歪佣盔平分到(干成 10 干 2 万 来定)	が締結され、流域内にある51基の既存ダムの有効貯水容量を洪水調	放流につ
		節に最大限活用し水害発生の防止に取り組んでいる。	いて追記
	利根川における砂防事業は、明治 15 年 3 月に榛名山東南麓	利根川水系における砂防事業は、明治 15 年(1882 年)3 月に榛名	・西暦追
	で行ったものが最初の直轄砂防事業であるが、昭和 10 年の災	山東南麓で行ったものが最初の直轄砂防事業であるが、昭和10年	加
	害に対する措置として昭和 11 年より烏川流域に着手し、その	(1935年) 9月の災害に対する措置として昭和11年(1936年)よ	・表現の
	後昭和22年9月洪水などの多数の災害を踏まえ、沼尾川で実	り烏川流域に着手し、その後昭和22年(1947年)9月洪水等の多数	適正化
	施した後、順次、片品川流域、神流川流域、吾妻川流域を直轄	の災害を踏まえ、沼尾川で実施した後、順次、片品川流域、神流川	・浅間山
	事業として実施している。	流域、吾妻川流域を直轄事業として実施している。また、神流川左	の事業を
	鬼怒川においては、明治 32 年に栃木県が稲荷川流域で砂防	岸の譲原地区においては、地すべり活動が活発化したことを受け、	追加
	事業を開始したが、その後の相次ぐ災害により上流部が荒廃	昭和39年(1964年)から群馬県が地すべり対策事業を実施した	
	し、下流部への土砂流出が顕著となったため、大正7年から直	が、その後、直轄地すべり事業として整備を進めている。	
	轄砂防事業が開始された。	渡良瀬川においては、足尾銅山の煙害地より流出する土砂対策と	
	渡良瀬川においては、足尾銅山の煙害地より流出する土砂対	して、明治30年代より治山事業により緑化事業が実施され、森林の	
40	 策として、明治30年代より治山事業により緑化事業が実施さ	再生が進められている。	
	 れ、森林の再生が進められている。また、直轄砂防事業は昭和	また、直轄砂防事業は昭和12年(1937年)から着手し、昭和22	
	 12 年から着手し、昭和 22 年 9 月洪水の災害を踏まえ、赤城南	年(1947年)9月洪水の災害を踏まえ、赤城南麓等を直轄事業区域	
	 麓等を直轄事業区域に編入し、事業を実施している。	に編入し、事業を実施している。	
	また、神流川左岸の譲原地区においては、地すべり活動が	鬼怒川においては、明治 32 年 (1899 年) に栃木県が稲荷川流域	
	活発化したことを受け、昭和39年から群馬県が地すべり対策	で砂防事業を開始したが、その後の相次ぐ災害により上流部が荒廃	
	事業を実施したが、その後、直轄地すべり事業として整備を進	し、下流部への土砂流出が顕著となったため、大正7年(1918年)	
	めている。	から直轄砂防事業が開始された。	
		活火山である浅間山においては、噴火が20年に一度程度発生して	
		おり、国内の火山の中でも極めて活動的であり、融雪型火山泥流や	
		噴火後の土石流の防止または軽減を図るため、平成24年(2012	
		年)から直轄火山砂防事業が実施されている。	

	利根川水系河川整備基本方針(平成18年2月策定)	利根川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	河川水の利用については、江戸時代より開田が進められてき	,	・西暦追
		河川水の利用については、江戸時代より開田が進められてきた結	
	た結果、関東平野の約31万 ha に及ぶ広大な耕地のかんがい用	果、関東平野の約30万 ha に及ぶ広大な耕地のかんがい用水に利用	加
	水に利用されているほか、産業の発展、人口の集中に伴う首都	されているほか、産業の発展、人口の集中に伴う首都圏の都市用水	・時点更
	圏の都市用水として、1 都 5 県の約 8 割にあたる 2,750 万人の	として、1 都 5 県の約 8 割にあたる 3,194 万人の水道用水として最大	新
	水道用水として最大 118.8m³/s、工業用水として最大 57.8m³/s	127.4m3/s、工業用水として最大 56.5m3/s が利根川と荒川を結ぶ武蔵	
41	が利根川と荒川を結ぶ武蔵水路や利根川と江戸川を連結する北	水路や利根川と江戸川を連結する北千葉導水路等の広域水融通ネッ	
	千葉導水路等の広域水融通ネットワークにより流域を越えて広	トワークにより流域を越えて広域的に供給されている。また、水力	
	域的に供給されている。また、水力発電は明治 10 年に鬼怒川	発電は明治 10 年(1877 年)に鬼怒川支川大谷川に細尾発電所が建	
	支川大谷川に細尾発電所が建設されたのをはじめとして、利根	設されたのをはじめとして、利根川上流部及び鬼怒川を中心に発電	
	川上流部及び鬼怒川を中心に発電所 101 箇所が設置され、総最	所 125 箇所が設置され、総最大出力約 450 万 kW に及んでいる。	
	大出力約 350 万 kW に及んでいる。		
	利根川の水質については、利根川本川上流部では一部区間を	利根川の水質については、利根川本川は <mark>環境基準値を満足してお</mark>	表現の
	除いて環境基準値を満足しているが、中流部から下流部におい	り、都市化の進展、産業の発展に伴い、流域からの排水の受け皿と	適正化
	ては環境基準値を若干上回っている。	なっている中川等の都市域を流れる河川についても改善傾向にあ	・現在の
	また、都市化の進展、産業の発展に伴い、流域からの排水の	る。	水質の状
	受け皿となっている中川、綾瀬川、坂川等の都市域を流れる河	閉鎖性水域である霞ケ浦等の湖沼における水質は環境基準値を上	況を反映
	 川や、閉鎖性水域である霞ヶ浦、印旛沼、手賀沼等の湖沼にお	回っているため、湖沼水質保全計画を策定し、関係機関とともに	
	 ける水質汚濁が著しい。	様々な対策を実施している。	
42	 綾瀬川については、流域と一体となって「清流ルネッサン	 また、吾妻川については、酸性河川の流入により、水利用や河川	
	 ス を策定し、下水道整備等の流域対策とともに河川浄化施設	構造物の設置に支障が生じ、動植物の生息・生育・繁殖の場が限定	
	や綾瀬川・芝川等導水路の整備・供用を図り、更なる水質改善	されていたため、水質を改善して酸害を防止することを目的とし	
	に努めている。	て、中和事業を実施している。	
	坂川については、水道水源である江戸川の水質改善対策の一		
	環として、河川浄化施設や北千葉導水路を供用するとともに、		
	塚こして、岡川伊化旭改や礼「栗等水路を展用することもに、 江戸川において坂川の水を浄水場下流にバイパスさせる流水保		
	4月川にねいて火川の小を伊小場下流にハイハスさせる流水保		

	利根川水系河川整備基本方針(平成18年2月策定)	利根川水系河川整備基本方針 (変更案)	変更理由
	全水路を整備・供用している。 支川吾妻川については、酸性河川の流入により、水利用や河 川構造物の設置にも支障が生じ、生物の生息域も限定されてい たため、水質を改善して酸害を防止することを目的として、品 木ダムを建設し、中和事業を実施している。 河川の利用については、上流部の藤原ダム下流の水上温泉付 近は、渓谷など変化に富んだ景観が見られ、また、水上峡周辺	河川の利用については、利根川源流部の藤原ダム直下の水上温泉 から群馬県渋川市までは、利根川の激流が生み出した水上峡、諏訪	変 ・表現の 適正化 ・42 へ移
43	では、早瀬を利用したラフティング等が盛んである。 中流部は、広い高水敷を利用したグライダー滑空等が盛んである。 渡良瀬遊水地は、広大なオープンスペースであるとともに多様な動植物の生息場となっていることから、自然とのふれあいや憩いを求めて数多くの人が訪れている。 下流部の佐原・潮来を中心とする水郷地帯では、かつての舟運を活用した観光や祭り等が行われている。霞ヶ浦は、帆曳船が観光用として運航されているほか、ウインドサーフィンやョット等のスポーツも盛んに行われている。 江戸川は、都区内において広大なオープンスペースを有しており、グラウンド等として多くの人々に利用されている。	映等の渓谷があり、豊かな水量をたたえた淀み等、変化に富んだ景観が見られ四季を通じて多くの観光客が訪れている。また、激流を下るラフティング、カヌー等の利用されている。 上流部の群馬県前橋市付近では、夏にはアユ釣り客の姿が見られ、利根大堰上流の赤岩渡船・葛和田の渡しでは、現在も道のない主要道として渡し船が地域の交通手段として利用されている。中上流部は、広い高水敷があり、グライダー滑空場、グラウンド等が整備され、スポーツ、イベント等に利用されている。中下流部は、公園やグラウンド等が整備され散策やスポーツ等の利用が行われるとともに、佐原、潮来等を中心とする水郷地帯では、現在でも江戸への物流を支えた利根川の舟運を活用した観光やお祭り等が行われている。 下流部は、公園やグラウンド等が整備され散策や水遊び等に利用されている。	動
44		鳥川・神流川では公園やグラウンド等が整備され、礫河原でのバーベキュー、釣りや水遊び等に利用されている。 江戸川では、都市部の広大なオープンスペースとして、緑地公園・グラウンドが整備され散策等、スポーツ等のレクリエーション	・42 から 移動 ・表現の 適正化

利根川水系河川整備基本方針(平成 18 年 2 月策定)	利根川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	の場として利用されている。数少ない自然の残るスポットとして、	・各支川
	多くの人に利用されている。	の河川利
	渡良瀬川では、渡良瀬渓谷があり、紅葉の季節には多くの観光客	用につい
	が訪れる。渡良瀬遊水地は、広大なオープンスペースを有し本州最	て追記
	大規模のヨシ原に代表される豊かな湿地環境が広がり、スポーツや	
	レジャー、自然とのふれあいや憩いを求めて多くの人が訪れてい	
	る。	
	鬼怒川では、上流域には、龍王峡、鬼怒川温泉郷等の渓谷があ	
	り、多くの観光客が訪れるとともに、鬼怒川の急流を利用したライ	
	ン下り等が行われている。中流域では、高水敷に広場やグラウンド	
	等が整備され、スポーツ、レジャー等の利用が行われている。ま	
	た、夏には、多くのアユ釣り客の姿が見られる。 下流域では、鬼怒	
	川緊急対策プロジェクトの一環で整備されたサイクリングロードの	
	利用が見られる。	
	小貝川では、高水敷は、大部分が民有地であり、川幅が狭いこと	
	から他の河川に比べ利用は少ないものの、サイクリング・散策等の	
	利用のほか、小貝川緑地(オオムラサキの森)、フラワーベルト、	
	福岡堰等の拠点的に整備された場所での利用が多く、憩いの場を求	
	めて多くの人が訪れる。母子島遊水地では、水面に映る「ダイヤモ	
	ンド筑波」が撮影できると賑わいを見せている。	
	霞ヶ浦では、琵琶湖に次ぐ広い湖面積を有し、江戸時代から舟運	
	や漁業が盛んで、今日ではヨット、ウインドサーフィン等の水面利	
	用が盛んに行われている。	
	中川では、公園やグラウンド等が整備されており、河川の利用者	

	利根川水系河川整備基本方針(平成18年2月策定)	利根川水系河川整備基本方針 (変更案)	変更理由
		が多い。綾瀬川では地域のイベントや散策など都市的な利用が多	
		V.	
		各地域の特色を活かし、まちづくりと一体となった水辺の計画・整	• 関係機
		備にあたり、「かわまちづくり支援制度」を活用して、利根川水系	関や地域
		の沿川市区町村と調整を行いながら、河川空間を活かした地域のに	住
		ぎわいを創出する取組を実施している。	民等と連
45		地域連携を深めるための情報交換と人的交流を促進することを目	携した取
		的として、河川の維持、河川環境の保全等の河川の管理につながる	組につい
		活動を自発的に行っている河川に精通する団体等により、様々な住	て追加
		民活動が展開されている。	
46	(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	
	利根川は我が国の社会経済活動の中枢を担う首都圏を抱える	利根川は我が国の社会経済活動の中枢を担う首都圏を抱える関東	• 一部
	関東平野を貫流する国土管理上極めて重要な河川である。その	平野を貫流する国土管理上極めて重要な河川である。そのため、気	46、47、
	ため、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地	候変動の影響により激甚化・頻発化する水災害から貴重な生命、財	48、49、
	域住民が安心して暮らせるよう、これまでの河川整備の経緯、	産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう、これまでの河川整備	50、54 に
	沿川の社会的状況や河川の状況の変化等も踏まえて、水系全体	の経緯、沿川の社会的状況や河川の状況の変化等も踏まえて、水系	移動
	のバランスのとれた治水安全度をより早期に、かつ、確実に向	全体のバランスのとれた治水安全度をより早期に、かつ、確実に向	• 気候変
47	上させる。また、広大な関東平野の農業用水や首都圏の社会経	上させる。また、広大な関東平野の農業用水や首都圏の社会経済活	動の影響
	済活動を支える都市用水を広域水融通ネットワークの構築によ	動を支える都市用水を広域水融通ネットワークの構築により安定的	を考慮す
	り安定的に供給する。さらに、渓谷、礫河原、湿地、湖沼、汽	に供給する。さらに、渓谷、礫河原、湿地、湖沼、汽水域等様々な	る観点を
	水域等様々な形態の河川環境が存在しており、良好な景観及び	形態の河川環境が存在しており、良好な景観及び多様な動植物が生	追記
	多様な動植物が生息する豊かな河川環境を整備・保全するとと	息する豊かな河川環境を整備・保全するとともに、都市内及び近郊	
	もに、都市内及び近郊の身近なオープンスペース、自然とふれ	の身近なオープンスペース、自然とふれあえる場として多くの人々	
	あえる場として多くの人々に利用されていることから、自然共	に利用されていることから、自然共生型の整備を図る。	

文化並びに河川環境の保全等を考慮し、また、関連地域の社会 経済情勢の発展に即応するよう首都圏整備計画、環境基本計画 等との調整を図り、かつ、土地改良事業、下水道事業等の関連 事業及び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮し、治水・ 利水・環境・土砂管理等は相互に影響し合うものであることを 踏まえて、水源から河口まで一貫した計画のもとに河川の総合 的な保全と利用を図る。

その際、気候変動の影響等による近年の傾向として、集中豪 雨が増加する一方、経年的な年間降水量が減少し、少雨と多雨 の変動幅が拡大してきていることも十分踏まえるものとする。

なお、河川整備は長期間を要するものであることから、整備 途上の各段階でもできるだけ事業効果を発揮できるよう効果的 かつ効率的に整備を進めるため、各段階での目標を明確にして 段階的な整備を実施する。

そのため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化 しながら、治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開する。あ わせて、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の 維持及び河川環境の整備・保全の観点から、河川の有する多面的機 能を十分に発揮できるよう、河川の維持管理を適切に実施し、治 | 水・利水・環境を含めた水システムを維持向上させながら次代に継 変更理由

	利根川水系河川整備基本方針(平成18年2月策定)	利根川水系河川整備基本方針 (変更案)	変更理由
	治水・利水・環境にわたる健全な水循環系の構築を図るた		
	め、流域の水利用の合理化、下水道整備等について、関係機関		
	や地域住民と連携しながら流域一体となって取り組む。		
		利根川水系では、想定し得る最大規模までのあらゆる洪水に対	・45 から
		し、人命を守り経済被害を軽減するため、計画規模の洪水を安全に	移動
		流下させることに加え、氾濫の被害をできるだけ減らすよう河川等	• 河川整
		の整備を図る。さらに、集水域と氾濫域を含む流域全体で、あらゆ	備基本方
		る関係者が協働して行う総合的かつ多層的な治水対策を推進するた	針の根幹
		め、関係者の合意形成を推進する取組の実施や、自治体等が実施す	の考え方
		る取組の支援を行う。	を追記
48			• 関係機
48			関や地域
			住民等と
			連携した
			取組の推
			進を追記
			・流域治
			水の観点
			を追記
		したがって、本川及び支川の整備に当たっては、利根川水系特有	・45 から
		の流域特性やこれまでの河川整備の経緯等も踏まえ、洪水の流下特	移動
49		性や想定される被害の特徴、本支川及び上下流バランスを踏まえた	・流域治
49		対策を講じるとともに、沿川の土地利用と一体となった貯留・遊水	水の観点
		機能の向上に向けた整備を通じ、それぞれの地域で安全度の向上・	を追記
		確保を図りつつ、流域全体で水災害リスクを低減するよう、水系と	・委員か

	利根川水系河川整備基本方針(平成18年2月策定)	利根川水系河川整備基本方針 (変更案)	変更理由
		して一貫した河川整備を行う。	らのご意
		そのため、国及び各都県の管理区間でそれぞれが行う河川整備や	見
		維持管理に加え、河川区域に隣接する背後地において市区町等と連	• 特定都
		携して行う対策について、相互の連絡調整や進捗状況等の共有につ	市河川に
		いて強化を図る。	ついて追
		利根川水系の特性を踏まえた流域治水の推進のため、関係機関の	記
		適切な役割分担のもと自治体が行う土地利用規制、立地の誘導等と	
		連携・調整し、住民と合意形成を図るとともに特定都市河川指定を	
		含めた検討を行う。	
		なお、気候変動の影響が顕在化している状況や上流域の山岳地帯	・45 から
		で冬期の降雪が多いことを踏まえ、水理・水文や土砂移動、水質、	移動
		動植物の生息・生育・繁殖環境に係る観測・調査も継続的に行い、	• 気候変
		流域の降雨-流出特性や洪水の流下特性、降雨量、降雪・融雪量等	動の影響
	の変	の変化、河川生態系等への影響の把握に努め、これらの情報を流域	に関する
		の関係者と共有し、施策の充実を図る。	モニタリ
		併せて、流域全体で総合的かつ多層的な治水対策を推進するため	ングの追
50		には、様々な立場で主体的に参画する人材が必要であることから、	記
		より多くの関係者が利根川水系への認識を深めるため、防災士の育	・人材育
		成や若年層の防災指導員の要請など防災・環境教育等の取組を進め	成の観点
		る。また、大学や研究機関、河川に精通する団体等と連携し、専門	の追記
	場	性の高い様々な情報を立場の異なる関係者に分かりやすく伝え、現	
		場における課題解決を図るために必要な人材の育成にも努める。防	
		災教育の一環として出前講座等を開催し、河川管理施設の仕組みや	
		役割を周知するほか、インフラツーリズム等の機会を通じて防災に	
		関する人材育成に努める。	

	利根川水系河川整備基本方針(平成18年2月策定)	利根川水系河川整備基本方針 (変更案)	変更理由
		このような考えのもとに、水源から河口まで一貫した基本方針に	・45 から
		基づき、流域のあらゆる関係者とリスク情報を共有し、段階的な整	移動
		備を進めるに当たっての目標を明確にして実施することによって、	• 流域治
		河川の総合的な保全と利用を図る。これに際し、河川整備の現状、	水の観点
		森林等の流域の状況、砂防、治山工事の実施状況、水害の発生状況	を追記
51		及び河川の利用状況(水産資源の保護及び漁業を含む)、都市の構	
31		造や流域内の産業、また、それらの歴史的な形成過程、流域の歴	
		史、文化、今後の土地利用の方向性並びに河川環境の保全・創出等	
		を考慮する。また、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう	
		首都圏広域地方計画や地方拠点都市地域基本計画、環境基本計画等	
		との調整を図り、かつ、土地改良事業等の関連事業及び既存の水利	
		施設等の機能の維持に十分配慮する。	
		水のもたらす恩恵を享受できるよう、流域において関係する行政	・45 から
52		等の公的機関、有識者、事業者、団体、住民等の様々な主体が連携	移動
32		して、森林整備・保全対策の実施等、健全な水循環の維持又は回復	• 水循環
	このよろき、備を進め、河川の海林等の及び河川・造や流域・史、文化を考都圏はとの調整を設等ので、表ののでで、対のためのでで、対域経済の機能を対して、対域経済の機能を対して、対域経済の機能を対してとともしを行う。	のための取組を推進する。	の追記
		河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利	• 河川の
		用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全、並びに地	維持管
		域経済の活性化やにぎわいの創出の観点から、河川の有する多面的	理、賑わ
		機能を十分に発揮できるよう適切に行う。このため、河川や地域の	いの創出
53		特性を反映した維持管理にかかる計画を定め、実施体制の充実を図	の観点、
		るとともに、河川の状況や社会経済情勢の変化等に応じて適宜見直	予防保全
		しを行う。さらに予防保全型のメンテナンスサイクルを構築し、継	のメンテ
		続的に発展させるよう努める。	ナンスサ
			イクルの

	利根川水系河川整備基本方針(平成 18 年 2 月策定)	利根川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
			確率に関
			する追記
		山腹崩壊、ダム貯水池での堆砂、河床変動、濁水の長期化、河口	• 総合的
		砂州の形成、海岸線の後退、河川生態への影響など土砂移動と密接	な土砂管
		に関わる課題に対処するため、関係機関が連携・調整の上、流域の	理の追記
54		源頭部から海岸までを一貫した総合的な土砂管理の観点から、国、	
54		都県、市区町村及びダム管理者等が相互に連携し、河床材料や河床	
		高、汀線等の経年的な変化だけでなく、粒度分布と量も含めた土砂	
		移動の定量的な把握に努め、流域における土砂移動に関する調査・	
		研究に取り組む。	
		また、砂防堰堤、遊砂地等での土砂、流木捕捉や河床変動に応じ	• 総合的
		て、過剰な土砂流出の抑制を図りつつ、河川生態の保全や砂州の保	な土砂管
		全、海岸線の保全のための適切な土砂供給と、河床の動的平衡の確	理の追記
		保に努め、掘削土砂の利活用も含め、持続可能性の観点から、国、	
55		県、沿川市区町村及びダム管理者等が相互に連携し、流域全体で土	
		砂管理を行う。なお、土砂動態については、気候変動による降雨量	
		の増加等により変化する可能性もあると考えられることから、モニ	
		タリングを継続的に実施し気候変動の影響の把握に努め、必要に応	
		じて対策を実施していく。	
		治水・利水・環境・土砂管理等は相互に影響し合うものであるこ	・45 から
56		とを踏まえて、水源から河口まで一貫した計画のもとに河川の総合	移動
36		的な保全と利用を図る。	
57	ア 災害の発生の防止又は軽減	ア 災害の発生の防止又は軽減	

災害の発生の防止又は軽減に関しては、利根川は流域面積が大きく支川も多いため防御すべき地域も多いことから、それぞれの地域で特性にあった治水対策を講ずることにより水系全体としてバランスよく治水安全度を向上させることを基本とする。

利根川水系河川整備基本方針(変更案)

利根川は江戸時代に「利根川の東遷」と言われる数次にわたる付替え工事により太平洋に注ぐようになり、本川中流部における遊水機能(酒巻村・瀬戸井村の狭窄部、中条堤等)により江戸市中の洪水防御を図っていたが、明治43年(1910年)の大出水により中条堤が決壊したことを踏まえ、酒巻村・瀬戸井村の狭窄部を拡幅することとなり、全川的な河道配分流量の増大と渡良瀬遊水地の整備が治水計画に位置づけられた。さらに、昭和22年(1947年)のカスリーン台風により大水害を受けたことを踏まえ、ダム群により洪水調節を行う方針を打ち出し、その後、数次にわたって治水計画を改定し、全川的な河道配分、洪水調節流量の増大を位置づけた。平成18年に策定された河川整備基本方針では、本川下流部に計画していた利根川放水路について、市街化の進行により、移転等地域社会への影響が甚大となることから、印旛沼を調節池として活用した放水路とすることで規模を縮小するとともに、下流部の計画高水流量を増土した

増大した。
こうしたこれまでの河川整備の経緯をはじめ、背後地の人口・資産の集積状況、河道や沿川の土地利用状況、現況の河川の状況や、今後必要な対策量等も踏まえ、上下流や本支川のバランスに配慮しながら、技術の進展も見据えた河道掘削による河道配分流量の増大、河道が有する遊水機能の増強や既存洪水調節施設の徹底した有効活用等による洪水調節機能の強化等、水系全体として本支川とも

災害の発生の防止又は軽減に関しては、利根川は流域面積が大きく支川も多いため防御すべき地域も多いことから、それぞれの地域で特性にあった治水対策を講ずることにより水系全体としてバランスよく治水安全度を向上させることが利根川水系の治水の基本であるとの考え方のもと、現況の河川の安定状況も踏まえ、洪水をできるだけ河道で分担して処理するものとする。また、河道で処理できない流量については、上下流や本支川のバランスに配慮しながら、河道が有する遊水機能を一層増強し洪水を貯留するとともに、既設洪水調節施設の徹底した有効活用を図った上で、洪水調節施設を新たに整備する。

渡良瀬川、鬼怒川、小貝川、常陸利根川からの本川への合流 量は、遊水地等の洪水調節施設により洪水調節し、本川の計画 高水流量に影響を与えないようにする。

利根川から江戸川への分派については、利根川の取手地点の計画高水流量を10,500m3/sとし江戸川の松戸地点の同流量を7,000m3/sとするこれまでの両川のバランス関係を保持することとし、これを達成するための分派地点における分派を適切に行う。

流域が低平地で内水被害が生じやすい地域では、本川等に負荷を与えない範囲での内水排除及び流域外への排水を実施する。

・表現の 適正化

・備点・強づ観記川留追害地りの

・河川の 利用への 配慮等の 観点を追 記

利根川水系河川整備基本方針(平成 18 年 2 月策定)	利根川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	にバランスよく治水安全度を向上させることを方針とした整備を行	
	う。河道掘削による河道配分流量の増大や既存洪水調節施設の徹底	
	的な有効活用等を図る際には、施設管理上の負担軽減にも留意する	
	とともに、豊かな河川環境の保全・創出にも資するよう、検討・調	
	整を図る。	
	基本高水を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水が	
	発生し、氾濫した場合においても、水害に強い地域づくりの推進に	
	より住民等の生命を守ることを最優先とし、流域全体で一丸となっ	
	て、国、都県、市区町村、流域内の企業や住民等あらゆる関係者が	
	水害に関するリスク情報を共有し、水害リスクの軽減に努めるとと	
	もに、水害発生時には逃げ遅れることなく命を守り、社会経済活動	
	への影響を最小限にするためのあらゆる対策を速やかに実施してい	
	く。この対策に当たっては、中高頻度など複数の確率規模の浸水想	
	定や、施設整備前後の浸水想定など多段的なハザード情報を活用し	
	ていく。また、氾濫域に首都圏を抱え、洪水氾濫による被害想定が	
	極めて高いこと等を踏まえ、洪水リスクを踏まえたさらなる堤防強	
	化等にも取り組む。	
	段階的な河川整備の検討に際しては、さまざまな洪水が発生する	
	ことも想定し、基本高水に加え可能な限り発生が予測される降雨パ	
	ターンを考慮して、地形条件等により水位が上昇しやすい区間や氾	
	濫した場合に特に被害が大きい区間等における氾濫の被害をできる	
	だけ抑制する対策等を検討する。その際には、各地域及び流域全体	
	の被害軽減、並びに地域の早期復旧・復興に資するよう、必要に応	
	じ、関係機関との連絡調整を図る。	

利根川水系河川整備基本方針(平成18年2月策定)	利根川水系河川整備基本方針 (変更案)	変更理由
堤防の新設・拡築、河道掘削、治水上支障となる堰・橋梁等	本川及び支川において、技術の進展も見据えながら、堤防の新	・局所的
の改築による河積の増大、放水路の整備、護岸・水制等の整備	設・ <mark>拡幅</mark> 、河道掘削、治水上支障となる堰・橋梁等の改築による河	な河道掘
を実施し、計画規模の洪水を安全に流下させる。なお、河道掘	積の増大、放水路、 <mark>遊水地</mark> 、護岸・水制等の整備を実施する。さら	削につい
削等による河積の確保にあたっては、長期的に河床の安定が図	に、遊水地、調節池については、技術革新を推進しながら越流堤の	て追記
られるような河道の維持、河岸等の良好な河川環境等に配慮す	可動化等の整備を行い、ダム群については、施設管理者等とも連携	• 既存遊
る。そのため、河口部、布川地点等の狭窄部、支派川の分合流	し、事前放流により確保可能な容量の活用、利水容量と治水容量の	水地・調
部、深掘れ箇所等において洪水の安全な流下、河床の安定を図	振替を含むダム群の再編と嵩上げ、放流能力の増強、気象予測技術	節池の有
るため、洪水時の水位の縦断変化、河床の土砂動態等について	や情報技術の進展等を踏まえたより効果的な操作ルールの採用など	効活用に
継続的な調査観測を実施し、その結果を反映した河川整備や適	により治水機能の向上を図るなど、既存の洪水調節施設の徹底的な	ついて追
切な維持管理を実施する。	有効活用を図るとともに、既存の洪水調節施設の配置なども踏まえ	記
人口資産が稠密な首都圏を氾濫域に抱えており、氾濫した場	つつ、洪水調節施設を整備し、基本高水に対し洪水防御を図る。洪	・委員か
合の壊滅的な被害が予想される区間について、計画高水位を上	水調節施設等の整備に当たっては、地域の協力を得られるよう努め	らの指摘
59 回る洪水流量による浸透・越水等に対して高い安全性を有する	るとともに、流域全体の治水安全度の向上を図るため、地域の協力	• 河道貯
高規格堤防を整備する。	に対して流域一体で理解が進むよう努める。	留につい
	河道掘削等による河積の増大に当たっては、長期的に河床の安定	て追記
	が図られるような河道の維持や河道貯留効果の増大等、高度に河道	· DXO
	や流水を管理する技術を検討する。また、河岸等の良好な河川環境	推進の観
	等に配慮する。そのため、河口部、布川地点等の狭窄部、支派川の	点を追記
	分合流部、深掘れ箇所等において洪水の安全な流下、河床の安定を	・表現の
	図るため、洪水時の本川のみならず支川も含めた水位の縦断変化、	適正化
	河床の土砂動態等について継続的な調査観測を実施し、その結果を	
	反映した河川整備や適切な維持管理を実施する。	
	洪水調節施設の徹底的な有効活用に当たっては、降雨の予測技術	
	の活用や観測網の充実、施設操作等に必要なデータ連携を図るとと	

もに、流域内の既存ダムにおいては、施設管理者との相互理解・協

	利根川水系河川整備基本方針(平成 18 年 2 月策定)	利根川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		力の下に、関係機関が連携した効果的な事前放流等の実施に努め	
		る。	
		なお、これら業務の効率化のため、デジタル・トランスフォーメ	
		ーション (DX) を推進する。	
	利根川の取手から上流においては、利水容量と治水容量の振	利根川本川においては、今後必要な対策量等も考慮しつつ、局所	・表現の
	り替えを含むダム群の再編と嵩上げ、気象予測技術や情報技術	的に河道掘削をすることで、河道流量配分の増大が可能な区間につ	適正化
	の進展等を踏まえたより効果的な操作ルールの採用などにより	いては、今後の技術の進展を見据えた堤防強化を前提とし河道掘削	更なる
	既設洪水調節施設の治水機能の向上を図るとともに、洪水調節	を実施する。	堤防強化
	施設を整備する。なお、ダム群の再編にあたっては関係機関と	また、既存の洪水調節施設の徹底的な有効活用を図るとともに、	について
	連携・調整を図るものとする。堤防の新設・拡築、河道掘削、	既存の洪水調節施設の配置等も踏まえつつ、洪水調節施設を整備す	追記
	治水上支障となる堰・橋梁等の改築による河積の増大、護岸等	る。なお、ダム群の再編に当たっては関係機関と連携・調整を図る	
	の整備により計画規模の洪水を安全に流下させる。鳥川におい	ものとする。	
	ては、広い高水敷等を活用して河道の有する遊水機能を増強す	また、印旛沼を調節池として活用した放水路を整備する。なお、	
60	る。また、破堤した場合の被害が甚大となる江戸川分派点から	整備にあたっては、関係機関と連携・調整を行い、印旛沼の水質改	
	上流右岸の高規格堤防整備区間について、高規格堤防の整備に	善対策や周辺の内水対策にも配慮する。	
	もつながる緩傾斜堤防による堤防強化を実施する。	洪水時の流量や水位の時間変化・縦断変化を適時に調査観測する	
	利根川の取手から下流においては、堤防の新設・拡築、河道	ことを通じて、洪水を安全に流下させられるように河道掘削を含む	
	掘削、治水上支障となる橋梁等の改築による河積の増大、護岸	河道の整備や適切な維持管理に努める。	
	等の整備により計画規模の洪水を安全に流下させる。なお、河	さらに、堤防が決壊した場合の被害が甚大となることから、掘削	
	道掘削にあたっては、河口付近の河床の安定性に留意する。ま	土を活用した堤防拡幅等によるさらなる堤防強化対策を実施する。	
	た、印旛沼を調節池として活用した放水路を整備する。なお、		
	整備にあたっては、関係機関と連携・調整を行い、印旛沼の水		
	質改善対策や周辺の内水対策にも配慮する。		
<i>C</i> 1		烏川は広い高水敷等を有することから、これを活用し、治水と環	・56 から
61		境と調和を図りながら、河道の有する遊水機能を増強する。	移動

	利根川水系河川整備基本方針(平成18年2月策定)	利根川水系河川整備基本方針 (変更案)	変更理由
		江戸川においては、堤防が決壊した場合の被害が甚大となること	・65 から
		から、掘削土を活用した堤防拡幅等によるさらなる堤防強化対策を	移動
		実施する。下流部においては、堤防が決壊すると甚大な人的被害が	・表現の
62		発生する可能性が高い区間について高規格堤防の整備を行う。河口	適正化
02		部については、高潮対策を実施する。	・ 更なる
			堤防強化
			について
			追記
	渡良瀬川においては、既設洪水調節施設の嵩上げや掘削、効	渡良瀬川においては、既存の洪水調節施設の徹底的な有効活用を	・表現の
	果的な操作ルールの採用による治水機能の向上を図るととも	図るとともに、既存の洪水調節施設の配置等も踏まえつつ、洪水調	適正化
	に、支川の思川に洪水調節施設を整備する。堤防の新設・拡	節施設を整備する。また、急流河川である上流部は、高速流による	・ 更なる
	築、河道掘削、治水上支障となる橋梁等の改築による河積の増	侵食、洗掘に対応して堤防強化を実施するとともに、河床勾配が緩	堤防強化
63	大、護岸等の整備により計画規模の洪水を安全に流下させる。	やかで洪水時に利根川の背水位の影響を受けて高い水位が長時間続	について
	また、急流河川である上流部は、高速流による侵食、洗掘に対	く下流部については、浸透に対する堤防強化を実施する。さらに、	追記
	応して堤防強化を実施するとともに、河床勾配が緩やかで洪水	堤防が決壊した場合の被害が甚大となることから、掘削土を活用し	
	時に利根川の背水位の影響を受けて高い水位が長時間続く下流	た堤防拡幅等によるさらなる堤防強化対策を実施する。	
	部については、浸透に対する堤防強化を実施する。		
	鬼怒川においては、既設洪水調節施設の掘削及び効果的な操	鬼怒川においては、既存の洪水調節施設の徹底的な有効活用を図	・表現の
	作ルールの採用による治水機能の向上を図るとともに、洪水調	る。また、田川合流点付近から上流側の広い河道と霞堤等を活用し	適正化
64	節施設を整備する。堤防の新設・拡築、河道掘削、治水上支障	た河道貯留機能と遊水機能の増強について、礫河原の保全・創出の	・ 更なる
	となる堰・橋梁等の改築による河積の増大、護岸等の整備によ	観点も含め、水衝部対策等とあわせて検討し実施する。さらに、堤	堤防強化
	り計画規模の洪水を安全に流下させる。また、田川合流点付近	防が決壊した場合の被害が甚大となることから、掘削土を活用した	について
	から上流側の広い河道と霞堤等を活用した遊水機能を確保でき	堤防拡幅等によるさらなる堤防強化対策を実施する。	追記
	るよう、河道を適切に維持管理する。		

	利根川水系河川整備基本方針(平成18年2月策定)	利根川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	小貝川においては、洪水調節施設を整備する。堤防の新設・	小貝川においては、既存の洪水調節施設の徹底的な有効活用を図	・表現の
	拡築、河道掘削、治水上支障となる堰・橋梁等の改築による河	るとともに、既存の洪水調節施設の配置等も踏まえつつ、洪水調節	適正化
	積の増大、護岸等の整備により計画規模の洪水を安全に流下さ	施設を整備する。また、河床勾配が緩やかで洪水時に利根川の背水	更なる
	せる。また、河床勾配が緩やかで洪水時に利根川の背水位の影	位の影響を受けて高い水位が長時間続く下流部については、浸透に	堤防強化
	響を受けて高い水位が長時間続く下流部については、浸透に対	対応した堤防強化を実施する。さらに、堤防が決壊した場合の被害	について
65	応した堤防強化を実施する。	が甚大となることから、掘削土を活用した堤防拡幅等によるさらな	追記
05		る堤防強化対策を実施する。	
		なお、昭和61年洪水の規模は本河川整備基本方針で定める河川整	
		備の基本となる洪水の規模を上回る規模であることを踏まえ、昭和	
		61 年洪水と同規模の洪水やそれを上回る洪水に対し、流域全体のあ	
		らゆる関係者が協働した総合的かつ多層的な治水対策により、被害	
		の最小化を目指す。	
	霞ヶ浦等においては、洪水時の湖面水位の上昇を抑制し、か	霞ヶ浦においては、洪水時の湖面水位の上昇を抑制し、かつ、湛	
	つ、湛水時間を短縮して、沿岸地域の冠水被害を防除し、ま	水時間を短縮して、沿岸地域の冠水被害を防除し、また、低地地域	
	た、低地地域における洪水の氾濫を防止するため諸対策を行う	における洪水の氾濫を防止するため諸対策を行うこととする。この	
66	こととする。このため、既設の常陸川水門により利根川からの	ため、既存の常陸川水門により利根川からの洪水の逆流を防止す	
00	洪水の逆流を防止する。常陸利根川については、河道掘削によ	る。常陸利根川については、河道掘削による河積の確保を図る。ま	
	る河積の確保を図る。また、霞ヶ浦等については、湖岸堤防の	た、霞ヶ浦等については、湖岸堤防の拡築と浸透、波浪、越波に対	
	拡築と浸透、波浪、越波に対応した堤防強化を行うとともに洪	応した堤防強化を行うとともに洪水位の低下を図るための対策を実	
	水位の低下を図るための対策を実施する。	施する。	
	江戸川においては、堤防の新設・拡築、河道掘削、治水上支		・60 へ移
67	障となる堰・橋梁等の改築による河積の増大、護岸等の整備に		動
07	より計画規模の洪水を安全に流下させる。また、破堤した場合		
	の被害が甚大となる三郷市付近から上流右岸について、高規格		

	利根川水系河川整備基本方針(平成18年2月策定)	利根川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	堤防の整備にもつながる緩傾斜堤防による堤防強化を実施す		
	る。河口部については、高潮対策を実施する。		
	中川においては、その流域が低平地で内水被害の発生しやす	中川においては、その流域が低平地で内水被害の発生しやすい地	・表現の
	い地域であることから、流域内に洪水調節施設を整備するとと	域であることから、流域内に洪水調節施設を整備するとともに、洪	適正化
	もに、洪水の一部を流域外へ排水するための放水路等を整備す	水の一部を流域外へ排水するための放水路等を整備する。また、自	• 立地適
68	る。堤防の新設・拡築、河道掘削、治水上支障となる橋梁等の	治体が行う土地利用規制、立地の誘導等との連携・調整を図りつ	正化計画
08	改築による河積の増大、護岸等の整備により計画規模の洪水を	つ、著しい都市化の進展に対処するため、開発に伴う流出抑制対策	について
	安全に流下させる。また、著しい都市化の進展に対処するた	の実施等、流域の保水・ <mark>貯留・</mark> 遊水機能を適切に確保する等の総合	追記
	め、開発に伴う流出抑制対策の実施等、流域の保水・遊水機能	治水対策とあわせて、流域における対策の促進を図る。	
	を適切に確保するなどの総合治水対策を推進する。		
69	内水被害の著しい地域においては、関係機関と連携・調整を	被害の著しい地域においては、関係機関と連携・調整を図りつ	
09	図りつつ、必要に応じて内水被害の軽減対策を実施する。	つ、必要に応じて内水被害の軽減対策を実施する。	
	施設整備には時間がかかるため、整備途上で施設能力以上の	施設整備には時間がかかるため、整備途上で施設能力以上の洪水	・表現の
	洪水が発生したり、また、計画規模まで整備が進んでもそれを	が発生した場合や、計画規模まで整備が進んでもそれを超える自然	適正化
70	超える自然の外力が発生し洪水氾濫した場合においても被害の	の外力が発生し洪水氾濫した場合においても被害の最小化を図るた	
10	最小化を図るため、既存施設の有効活用を含め、地域ごとに必	め、既存施設の有効活用を含め、地域ごとに必要に応じた支援を実	
	要に応じた対策を実施する。	施する。	
	首都圏の壊滅的な被害を防止するため、利根川の小山川合流点	特に、首都圏の壊滅的な被害を防止するため、人口が集中し、堤	• 高規格
	から河口までの区間及び江戸川等においては、計画高水位を上	防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間におい	堤防につ
	回る洪水流量に対して高い安全性を有する高規格堤防を整備す	て、計画高水流量を超える流量の洪水の作用に対して耐えることが	いて追記
71	る。	できる構造とし、沿川の土地利用と一体となって水に親しむまちづ	
		くりが可能となる高規格堤防の整備を行う。この整備に当たっては	
		沿川自治体等と連携を図る。	
		なお、高規格堤防で防護していくべき地域は、人命保護の観点に	

	利根川水系河川整備基本方針(平成 18 年 2 月策定)	利根川水系河川整備基本方針 (変更案)	変更理由
		加え、国家的な中枢機能の維持、高度に集積した資産の保全や社会	
		経済活動の継続等の観点からも、堤防の決壊による壊滅的な被害を	
		回避する必要性の高い地域である。	
		土砂・洪水氾濫による被害のおそれがある流域においては、沿川	・土砂・
		の保全対象の分布状況を踏まえ、一定規模の外力に対し土砂・洪水	洪水氾濫
		氾濫及び土砂・洪水氾濫時に流出する流木による被害の防止を図る	対策の取
		とともに、それを超過する外力に対しても被害の軽減に努める。	組を追記
		対策の実施に当たっては、土砂、流木の生産抑制・捕捉等の対策	
		を実施する砂防部局等の関係機関と連携・調整を図り、土砂の流送	
70		制御のための河道形状の工夫や河道整備を実施する。	
72		併せて、施設能力を超過する外力に対し、土砂・洪水氾濫によるハ	
		ザード情報を整備し、関係住民等への周知に努める。	
		なお、土砂・洪水氾濫は気候変動により頻発化しており、現在対	
		策を実施していない地域においても、将来の降雨量の増加や降雨波	
		形の変化、過去の発生記録、地形や保全対象の分布状況等の流域の	
		特徴の観点から土砂・洪水氾濫の被害の蓋然性を踏まえ、対策を検	
		討・実施する。	
		利根川及び江戸川等は「南関東地域直下の地震により著しい被害	・76 から
73		を生じるおそれのある地域」に指定されており、堤防、水門等の施	移動
		設の耐震対策を実施する。	
		河川津波対策に当たっては、発生頻度は極めて低いものの、発生	地震、
74		すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」は施設対応を超	津波対策
		過する事象として、住民等の生命を守ることを最優先とし、津波防	の観点の
		災地域づくり等と一体となって減災を目指すとともに、最大クラス	追記
		の津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの、大きな被害	

	利根川水系河川整備基本方針(平成 18 年 2 月策定)	利根川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		をもたらす「計画津波」に対しては、津波による災害から人命や財	
		産等を守るため、海岸における防御と一体となって河川堤防等によ	
		り津波災害を防御するものとする。また、地震・津波対策のため、	
		堤防・水門等の耐震・液状化対策及び遠隔操作制御設備の整備を実	
		施するとともに、河口部では津波・高潮を考慮した堤防を整備す	
		る。	
		なお、河口部では海岸管理者と連携し、津波・高潮を考慮した対	高潮に
75		策を実施することとし、高潮対策については、気候変動による予測	ついて追
		を考慮した対策とする。	記
	堤防、洪水調節施設、排水機場、樋管等の河川管理施設の機	堤防、洪水調節施設、排水機場、樋管等の河川管理施設の管理に	・河川管
	能を確保するため、巡視、点検、維持補修、機能改善などを計	ついては、常に良好な状態に保持し、その機能を確保するように維	理施設の
	画的に行うことにより、常に良好な状態を保持しつつ、施設管	持補修や機能改善を計画的に行うとともに、操作の確実性を確保し	維持管理
	理の高度化、効率化を図る。なお、内水排除や流域外への排水	つつ、施設管理の高度化、効率化を図る。また、操作員の安全確保	の追記
	のための施設については、排水先の河川の出水状況等を把握	や迅速・確実な操作のため、水門等の自動化・遠隔操作化を推進す	• 河口部
	し、適切な運用を実施する。	る。なお、内水排除や流域外への排水のための施設については、排	の維持管
	河道内の樹木については、樹木の阻害による洪水位への影響	水先の河川の出水状況等を把握し、関係機関と連携・調整を図りつ	理の追記
76	を十分把握し、河川環境の保全に配慮しつつ、洪水の安全な流	つ適切な運用を行えるよう、排水先の河川の出水状況等の共有を進	・表現の
10	下を図るために計画的な伐採等の適正な管理を実施する。	める。また、流域全体を俯瞰し、維持管理の最適化が図られるよ	適正化
		う、国及び自治体等の河川管理者間の連携強化に努める。	
		河道内の樹木については、下流河川を渡河する橋梁等の構造物へ	
		の影響を踏まえ、河川環境の特性に配慮しつつ、洪水の安全な流下	
		を図るため、樹木の繁茂状況等をモニタリングしながら、計画的な	
		伐採等適正な管理を実施する。また、河道内の州の発達や深掘れの	
		進行等についても、適切なモニタリング及び管理を実施する。	
		河口砂州等については、砂州形状や洪水時の水面形等を継続的に	

	利根川水系河川整備基本方針(平成18年2月策定)	利根川水系河川整備基本方針 (変更案)	変更理由
		監視し、気候変動による海面水位の上昇の影響把握に努め、洪水の	
		疎通に対する支障とならないよう適切に維持・管理する。	
	本川及び支川の整備にあたっては、早期にかつ着実に水系全	本川及び支川の整備に当たっては、早期にかつ着実に水系全体の	
	体のバランスのとれた治水安全度の向上が図られるよう、段階	バランスのとれた治水安全度の向上が図られるよう、段階的な目標	
77	的な目標を明確にした河川整備を展開する。特に、江戸川分派	を明確にした河川整備を展開する。特に、江戸川分派点の整備や本	
' '	点の整備や本川上中流部の掘削等については、上流の洪水調節	川上中流部の掘削等については、上流の洪水調節施設及び本川下流	
	施設及び本川下流部の整備状況を十分踏まえて行うなど、本支	部の整備状況を十分踏まえて行う等、本支川及び上下流バランスを	
	川及び上下流バランスを考慮して河川整備を実施する。	考慮して河川整備を実施する。	
	洪水等による被害を極力抑えるため、既往洪水の実績等も踏	洪水等による被害を極力抑えるため、既往洪水の実績等も踏ま	・ハザー
	まえ、洪水予報及び水防警報の充実、水防活動との連携、河川	え、洪水予報及び水防警報の充実、水防活動との連携、河川情報の	ドマップ
	情報の収集と情報伝達体制及び警戒避難体制の充実、土地利用	収集と情報伝達体制及び警戒避難体制の充実、土地利用計画や都市	について
	計画や都市計画との調整等、総合的な被害軽減対策を関係機関	計画との調整等、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民等と	78 に移動
	や地域住民等と連携して推進する。さらに、ハザードマップの	連携して推進する。	地震に
	作成の支援、地域住民も参加した防災訓練等により、災害時の		ついて 71
78	みならず平常時からの防災意識の向上を図る。また、防災基本		に移動
	計画に則して、復旧資機材の備蓄、情報の収集伝達、復旧活動		
	の拠点等を目的とする地域防災活動拠点及び輸送のための施設		
	整備を行う。		
	利根川及び江戸川等は「南関東地域直下の地震により著しい		
	被害を生じるおそれのある地域」に指定されており、堤防、水		
	門等の施設の耐震対策を実施する。		
79		氾濫をできるだけ防ぐ・減らすために、流域内の土地利用や雨水	• 関係機
		貯留等の状況の変化、利水ダム等の事前放流の実施状況等の把握、	関や地域
13		及び治水効果の定性的・定量的な評価を関係機関と協力して進め、	住民、民
			間企業と

	利根川水系河川整備基本方針(平成 18 年 2 月策定)	利根川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		これらを流域の関係者と共有し、より多くの関係者の参画及び効果	連携する
		的な対策の促進に努める。	取組につ
			いて追記
		また、被害対象を減少させるために、中高頻度といった複数の確	・関係機
		率規模の浸水想定や、施設整備前後の浸水想定といった多段階のハ	関や地域
80		ザード情報を流域の関係者に提供するとともに、関係する市区町村	住民と連
80		や都県の都市計画・建築部局がハザードの要因や特徴等を理解し、	携する取
		地域の持続性を踏まえ土地利用規制や立地誘導する等の水害に強い	組につい
		地域づくりの検討がなされるよう技術的支援を行う。	て追記
		洪水、津波、高潮、土砂、火山等による被害を極力抑えるため、	・ソフト
		支川や内水を考慮した複合的なハザードマップや災害対応タイムラ	対策を追
		インの作成支援、地域住民も参加した防災訓練、地域の特性を踏ま	記
		えた防災教育への支援、防災行政無線のデジタル化など情報発信の	・関係機
		強化、防災士・防災指導員・地域防災リーダーの育成等により、災	関や地域
		害時のみならず平常時から防災意識の向上を図る。また、高台や避	住民等と
		難路の整備、既往洪水の実績等を踏まえた洪水予報及び水防警報の	連携する
81		充実、水防活動との連携、河川情報の収集・伝達体制及び警戒避難	内容を踏
01		体制の充実を図り、自助・共助・公助の精神のもと、市区町村長に	まえて追
		よる避難指示等の適切な発令、住民等の自主的な避難、広域避難の	記
		自治体間の連携、的確な水防活動、円滑な応急活動の実施を促進	
		し、地域防災力の強化を推進する。その際、利根川は氾濫原が広大	
		で、氾濫流によるリスクが大きく拡散型の浸水が想定される平地の	
		みならず、貯留型の浸水が想定される平地や、平地の中で盆地状を	
		呈する低平地等、沿川地域の氾濫時の形態等が多様であることか	
		ら、このような利根川沿川の特性を踏まえ、広域避難をはじめ的確	

	利根川水系河川整備基本方針(平成 18 年 2 月策定)	利根川水系河川整備基本方針 (変更案)	変更理由
		な避難行動につながるよう、地域に対して丁寧なリスク情報の発信	
		に努める。流域内の高速道路ネットワークの整備進展に伴って立地	
		が進む民間の大規模物流施設等が、自治体と民間企業との間におけ	
		る災害対応協定の締結のもとに、避難場所として利用されつつあ	
		り、氾濫原が広大であるときに、こうした取組を拡大する等、民間	
		企業と関係機関・地域住民の連携による避難先のできる限りの確保に	
		努める。また、デジタル技術の導入と活用で、個々に置かれた状況	
		や居住地の水災害リスクに応じた適切な防災行動がとれるよう地域	
		住民の理解促進に資する啓発活動の推進、地域住民も参加した防災	
		訓練等による避難の実行性の確保を関係機関や地域住民と連携して	
		推進する。	
		さらに、洪水・地震・津波防災のため、復旧資機材の備蓄、情報	
		の収集・伝達、復旧活動の拠点等を目的とする防災拠点等の整備を	
		行う。	
		また、流域対策の検討状況、科学技術の進展、将来気候の予測技	• 治水対
		術の向上、将来降雨データの充実等を踏まえ、関係機関と連携し、	策に関す
82		更なる治水対策の改善に努める。	る改善の
			考え方を
			追記
83	イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	
	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、渇水	・表現の
	渇水時における地盤沈下の防止、河川環境の保全や近年の少雨	時における地盤沈下の防止、河川環境の保全や近年の少雨化傾向に	適正化
84	化傾向にも対応した利水安全度の確保のため、流水の正常な機	も対応した利水安全度の確保のため、流水の正常な機能の維持のた	
	能の維持のため必要な流量を計画的に確保する。	め必要な流量を計画的に確保する。	
	このため、既存施設の有効利用を含む種々の手法による水資	このため、既存施設の有効利用を含む種々の手法による水資源開	

	利根川水系河川整備基本方針(平成18年2月策定)	利根川水系河川整備基本方針 (変更案)	変更理由
	源開発施設の整備とともに、関係機関と調整しながら広域的か	発施設の整備とともに、関係機関と調整しながら広域的かつ合理的	
	つ合理的な水利用の促進を図るなど、都市用水及び農業用水等	な水利用の促進を図る等、都市用水及び農業用水等の安定供給や流	
	の安定供給や流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確	水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保に努める。また、	
	保に努める。また、広範囲な水需要地域への供給、渇水時にお	広範囲な水需要地域への供給、渇水時における被害の最小化を図る	
	ける被害の最小化を図るため、上流から下流までの地形特性を	ため、上流から下流までの地形特性を踏まえた水資源開発施設の整	
	踏まえた水資源開発施設の整備等により流域内及び他流域との	備等により流域内及び他流域との広域水融通ネットワークを構築	
	広域水融通ネットワークを構築し、水資源の有効活用による効	し、水資源の有効活用による効率的な水運用を実施する。	
	率的な水運用を実施する。	利根川 <mark>水系</mark> は流域が広く、多くの流入支川や水利用があることか	
	利根川は流域が大きく、多くの流入支川や水利用があること	ら、河川の流況も踏まえつつ、河川流量を縦断的かつ時期的に的確	
	から、河川の流況も踏まえつつ、河川流量を縦断的かつ時期的	に確保し管理するため、流水の正常な機能を維持するため必要な流	
	に的確に確保し管理するため、流水の正常な機能を維持するた	量を定める地点の他、利根大堰上流、利根大堰下流、布川等の多地	
	め必要な流量を定める地点の他、利根大堰上流、利根大堰下	点での低水管理を実施する。	
	流、布川等の多地点での低水管理を実施する。	また、渇水や水質事故時における被害の最小化を図るため、情報	
	また、渇水や水質事故時における被害の最小化を図るため、	提供・情報伝達体制を整備し、関係機関及び水利使用者等と連携し	
	情報提供・情報伝達体制を整備し、関係機関及び水利使用者等	て水利使用者相互間の水融通の円滑化等を推進する。さらに、水質	
	と連携して水利使用者相互間の水融通の円滑化等を推進する。	事故等緊急時には、利根運河等の既存施設を有効活用する。	
	さらに、水質事故等緊急時には、利根運河等の既存施設を有効		
	活用する。		
85	ウ 河川環境の整備と保全	ウ 河川環境の整備と保全	
	河川環境の整備と保全に関しては、我が国最大の流域面積を	河川環境の整備と保全 <mark>と創出</mark> に関しては、我が国最大の流域面積	・表現の
	有する利根川は、渓谷、高水敷、遊水地、湿地、礫河原、湖	を有する利根川水系は、渓谷、高水敷、遊水地、湿地、礫河原、湖	適正化
86	沼、干潟、ヨシ原等良好な景観を有し多様な動植物が生息・生	沼、干潟、ヨシ原等良好な景観と共に多様な動植物の生息・生育・	
	育する豊かな自然環境があり、一方、都市内及び近郊に位置す	繁殖環境となる豊かな自然環境を有する一方、都市内及び近郊に位	
	るため多くの人々がスポーツ、観光、自然観察に訪れるなど人	置するため多くの人々がスポーツ、観光、自然観察に訪れるなど人	

	利根川水系河川整備基本方針(平成18年2月策定)	利根川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	とのかかわり合いが極めて高いことを踏まえ、現在の豊かな河	とのかかわり合いが極めて高いことを踏まえ、現在の豊かな河川環	
	川環境を保全する。	境の保全・創出を図る。	
	このため、流域の自然的、社会的状況を踏まえ、河川環境の	このため、流域の自然的、社会的状況を踏まえ、河川環境管理の	
	整備と保全が適切に行われるように、河川空間の利用について	目標を定め、生態系ネットワークの形成にも寄与する河川環境の保	
	は自然共生型のものへ転換し、関係機関との調整を図りながら	全と創出を図る。	
	河川の流況に応じたきめ細かい流量管理により良好な流域水環	また、劣化もしくは失われた河川環境の状況に応じて、治水と環	
	境の保全に努めるなど、空間管理や水環境管理の目標を定め、	境の調和を図った多自然川づくりや自然再生を推進し、かつての良	
	地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりにも資する川づ	好な河川環境の再生・創出を図る。	
	くりを推進する。	さらに、河川環境の整備と保全が適切に行われるように、河川空	
		間の利用については自然共生型のものへ転換し、関係機関との調整	
		を図りながら河川の流況に応じたきめ細かい流量管理により良好な	
		流域水環境の保全を図る等、空間管理や水環境管理の目標を定め、	
		地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりにも資する川づくり	
		を推進する。	
		生態系ネットワークの形成に当たっては、コウノトリ・トキを指	
		標とした関東エコロジカル・ネットワークを通じて流域の自然環境	
		の保全や創出を図るほか、まちづくりと連携した地域経済の活性化	
		やにぎわいの創出を図る。また、自然環境が有する多面的な要素を	
		考慮し、治水対策を適切に組み合わせることにより、持続可能で魅	
		力ある国土・都市・地域づくりを関係機関と連携して推進する。	
	動植物の生息地・生育地の保全については、長大かつ広大な	動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出については、河川環	・表現の
	河川において多様な生態系を育む河川環境の保全に努めるとと	境の重要な要素である土砂動態等を把握しながら、重要種を含む多	適正化
87	もに、流域に残る湿地、緑地等と河川環境を水系の骨格として	様な動植物を育む瀬・淵やワンド・たまり、河岸・河畔林・河口干	
	つなぐネットワーク化を推進する。特に、上流から海域まで動	潟等の定期的なモニタリングを行う。また、新たな学術的な知見も	
		取り入れながら生物の生活史を支える環境の確保を図る。	

	利根川水系河川整備基本方針(平成 18 年 2 月策定)	利根川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	植物の生息・生育環境の縦断的な連続性の確保に努めるととも		
	に、湿地、汽水域、礫河原、瀬・淵の保全・再生に努める。		
		上流部では、アユ、ウグイ等の魚類の生息・繁殖環境となる連続し	表現の
		た瀬と淵、ムサシノジュズカケハゼ等の魚類の生息・繁殖の場となる	適正化
88		ワンド・たまり、コアジサシやシギ・チドリ類の鳥類、カワラサイコ	・時点更
00		等の植物、カワラバッタ等の陸上昆虫類の生息・生育・繁殖の場とな	新
		る礫河原の保全・創出を図る。	・104 カュ
			ら移動
		中上流部では、オオヨシキリ、セッカ等の鳥類の生息・繁殖の場と	・表現の
		なるヨシ原、オイカワ、ニゴイ等の魚類の生息・繁殖の場となる瀬・	適正化
		淵、モツゴ等の生息・繁殖の場となるワンド・たまり、ハンゲショウ、	・時点更
89		ヤガミスゲ、タコノアシ等の植物の生育・繁殖の場となる湿地環境の	新
		保全・創出を図る。稲戸井調節池については、オオタカ等の鳥類の生	・104 カュ
		息・繁殖の場となるハンノキ林の保全、オオヨシキリ等の鳥類の生息・	ら移動
		繁殖の場となるヨシ原の保全・創出を図る。	
		中下流部では、オオセッカ、コジュリン等の鳥類の生息・繁殖環境	・表現の
		の場となるヨシ原、モツゴ等の魚類、イシガイ類等の底生生物、トウ	適正化
90		キョウダルマガエル等の両生類、ミズアオイ等の生息・生育・繁殖の	・時点更
90		場となるワンド・たまりの保全・創出を図る。	新
			・104 カュ
			ら移動
		下流部では、ヒヌマイトトンボ等の陸上昆虫類の生息・繁殖の場と	・表現の
91		なる汽水域のヨシ原、シギ・チドリ類の鳥類の渡りの中継地やハゼ類	適正化
91		等の魚類、貝類等の底生生物の生息・繁殖の場となる干潟の保全・創	・時点更
		出を図る。	新

	利根川水系河川整備基本方針(平成 18 年 2 月策定)	利根川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
			・104 カュ
			ら移動
		鳥川・神流川では、オオヨシキリ等の鳥類の生息・繁殖の場となる	・表現の
		ヨシ原、イカルチドリ等の鳥類、カワラバッタ等の陸上昆虫類、カワ	適正化
		ラサイコ等の植物の生息・生育・繁殖の場となる礫河原、オイカワ、	・時点更
92		アブラハヤ、ギバチ等の魚類の生息・繁殖の場となる連続した瀬と淵、	新
92		ムサシノジュズカケハゼ等の魚類の生息・繁殖の場となるワンド・た	・104 カュ
		まりの保全・創出を図る。	ら移動
		神流川については、ハリエンジュを中心とした樹林化対策を進め	
		る。	
		江戸川では、ヒヌマイトトンボ等の陸上昆虫類、オオヨシキリやセ	・表現の
		ッカ等の鳥類の生息・繁殖の場となるヨシ原等、タモロコやミナミメ	適正化
		ダカ等の魚類、カイツブリ等の鳥類、ニホンアカガエル等の両生類の	・時点更
93		生息・繁殖の場となるワンド・たまり、コチドリ等の鳥類の生息・繁	新
93		殖の場となる砂州の保全・創出を図る。	・104 カ
		シギ・チドリ類の鳥類の渡りの中継地やハゼ類等の魚類の生息・繁	ら移動
		殖の場となる干潟、ヨシ群落やシオクグ等の植物の生育・繁殖の場と	
		なる湿地環境の保全・創出を図る。	
		渡良瀬川では、コチドリ、イカルチドリ等の鳥類の生息・繁殖の場	・表現の
		となる礫河原、サクラマス(同種で生活史が異なるヤマメを含む)、	適正化
		ウグイ等の魚類の生息・繁殖の場となる連続した瀬と淵オオヨシキ	・時点更
94		リ、セッカ等の鳥類の生息・繁殖の場となるヨシ原の保全・創出を図	新
		る。	・104 カュ
		渡良瀬川については、ハリエンジュを中心とした樹林化対策を進め	ら移動
		る。	

	利根川水系河川整備基本方針(平成18年2月策定)	利根川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		渡良瀬遊水地では、治水機能との調和を図りながらトネハナヤス	
		リ、ハナムグラ、タチスミレ等の植物、チュウヒ等の猛禽類やオオヨ	
		シキリ、セッカ等の鳥類が生息・生育・繁殖の場となるヨシ群落等の	
		湿地の保全・創出を図る。	
		鬼怒川では、カワラノギクやカワラニガナ等の植物やカワラバッタ	・表現の
		等の陸上昆虫類、コアジサシやイカルチドリ等の鳥類の生息・生育・	適正化
		繁殖の場となる礫河原、アユ・サケ等の魚類の生息・繁殖の場となる	・時点更
95		連続した瀬・淵、ムサシノジュズカケハゼ等の魚類の生息・繁殖の場	新
		となるワンド・たまりの保全・創出を図る。	・104 カュ
		オオヨシキリ等の鳥類の生息・繁殖の場となるヨシ原、カワラヨモ	ら移動
		ギ等の植物の生育・繁殖の場となる砂河原の保全・創出を図る。	
		小貝川では、オオムラサキ等の陸上昆虫類の生息・繁殖の場となる	・表現の
		クヌギ・エノキの雑木林、オオヨシキリ等の鳥類の生息・繁殖の場と	適正化
96		なるヨシ原、オイカワ・サケ等の魚類の生息・繁殖の場となる瀬・淵、	・時点更
96		ドジョウ等の魚類の生息・繁殖の場となるワンド・たまり、タチスミ	新
		レやキタミソウ等の植物の生育・繁殖の場となる湿地環境の保全・創	・104 カュ
		出を図る。	ら移動
		霞ヶ浦では、オオヨシキリ等の鳥類、カヤネズミ等の哺乳類の生息・	・表現の
		繁殖の場となるヨシ等の湖岸植生帯、イシガイ等の底生生物の生息・	適正化
97		繁殖の場となるワンド・たまり、シラウオ等の魚類の生息・繁殖の場	・時点更
97		である砂地の保全・創出を図る。	新
			・104 カュ
			ら移動
00		中川では、アシシロハゼ、スズキ等の魚類、クロベンケイガニやカ	・表現の
98		ワゴカイ属等の底生生物の生息・繁殖の場である汽水域、オオヨシキ	適正化

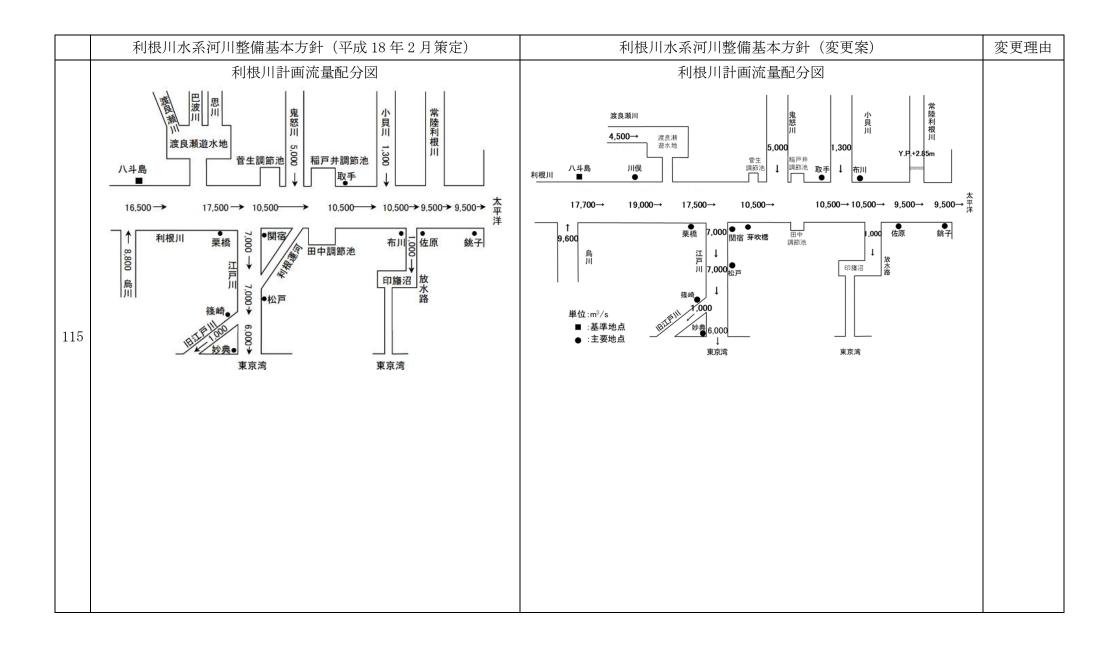
	利根川水系河川整備基本方針(平成 18 年 2 月策定)	利根川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		リ等の鳥類、ヒヌマイトトンボ等の陸上昆虫類の生息・繁殖の場であ	・時点更
		るヨシ原、シギ・チドリ類等の鳥類の生息・繁殖の場である干潟、集	新
		団営巣しているサギ類の鳥類の生息・繁殖の場である樹林の保全・創	・104 カュ
		出を図る。	ら移動
		なお、利根川本川や支川において、特定外来生物等の生息・生育・	・外来種
99		繁殖が確認され、在来生物への影響が懸念される場合は関係機関等と	への対応
		連携し、適切な対応を行う。	を追加
	良好な景観の維持・形成については、利根川上流部の水上	良好な景観の維持・形成については、利根川 <mark>源</mark> 流部の水上峡、吾	・表現の
	峡、諏訪峡などの山間渓谷美に富んだ渓谷、中流部の礫河原と	妻峡等の山間渓谷美に富んだ渓谷、中流部の礫河原と田園風景や下	適正化
100	田園風景や下流部に広がる雄大な水郷地帯と調和した河川景観	流部に広がる雄大な水郷地帯と調和した河川景観の保全を図るとと	
	の保全に努めるとともに、市街地における貴重な空間としての	もに、市街地における貴重な空間としての水辺景観の維持・形成を	
	水辺景観の維持・形成に努める。	図る。	
	人と河川との豊かなふれあいの確保については、生活の基盤	人と河川との豊かなふれあいの確保については、 <mark>多様な動植物の</mark>	・表現の
	や歴史、文化、風土を形成してきた利根川の恵みを活かしつ	生息・生育・繁殖環境を保全・創出し、生活の基盤や歴史、文化、	適正化
	つ、自然とのふれあい、釣りやスポーツなどの河川利用、環境	風土を形成してきた利根川の恵みを活かし、沿川自治体 <mark>等の関連</mark> 計	
101	学習の場等の整備・保全を図る。その際、高齢者をはじめとし	画との連携・調和を図り、河川利用に関する多様なニーズを <mark>踏ま</mark>	
101	て誰もが安心して親しめるようユニバーサルデザインに配慮す	え、河川空間とまち空間が融合した良好な空間を形成するほか、自	
	るとともに、沿川の自治体が立案する地域計画等との連携・調	然とのふれあい、環境学習ができる場等としての整備・保全を図	
	整を図り、河川利用に関する多様なニーズを十分反映した河川	る。	
	整備を推進する。		
	水質については、生活雑排水や工場排水等により水質が悪化	水質については、河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、利根	・表現の
	した綾瀬川、中川などの河川及び閉鎖性水域である霞ヶ浦、手	川が動植物の生息・生育・繁殖環境であること、霞ヶ浦や江戸川が	適正化
102	賀沼、印旛沼等において、関係機関や地域住民等と連携を図り	流入する東京湾などの閉鎖性水域の状況などを考慮し、下水道等の	
	ながら、流入汚濁負荷量の削減対策、河川・湖沼等の浄化対策	関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民とも連携しつつ、良	
	などの水質改善に努める。	好な水質の保全を図る。	

	利根川水系河川整備基本方針(平成18年2月策定)	利根川水系河川整備基本方針 (変更案)	変更理由
		特に、生活雑排水や工場排水等により水質が悪化した中川・綾瀬	
		川などの河川、閉鎖性水域である渡良瀬貯水池、霞ヶ浦等におい	
		て、必要な項目のモニタリングを実施し、関係機関や地域住民等と	
		連携を図りながら、流入汚濁負荷量の削減対策、河川・湖沼等の浄	
		化対策などの水質改善を図る。	
	河川敷地の占用及び許可工作物の設置・管理については、貴	河川敷地の占用及び許可工作物の設置、管理については、貴重な	
	重なオープンスペースである河川敷地の利用が高度に進んでい	オープンスペースである河川敷地の利用が高度に進んでいる状況を	
103	る状況を踏まえつつ、動植物の生息・生育環境の保全、景観の	踏まえつつ、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、景観の保全に	
	保全にも十分に配慮し、河川敷地の多様な利用が適正に行われ	も十分に配慮し、河川敷地の多様な利用が適正に行われるよう、治	
	るよう、治水・利水・河川環境との調和を図る。	水・利水・河川環境との調和を図る。	
	また、環境や景観に関する情報収集やモニタリングを適切に	また、環境に関する情報収集やモニタリングを <mark>関係機関と連携し</mark>	・表現の
104	行い、河川整備や維持管理に反映させる。	つつ適切に行い、河川整備や維持管理に反映させるとともに、得ら	適正化
		れた情報については地域との共有化を図る。	
	地域の魅力と活力を引き出す積極的な河川管理を推進する。	さらに、川と流域が織りなす風土、文化、歴史を踏まえ、地域住	
	そのため、河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、防災	民や団体、関係機関との連携を強化し、地域の魅力を引き出す河川	
	学習、河川利用に関する安全教育、環境教育等の充実を図ると	管理を推進するとともに、生態系ネットワークの形成やかわまちづ	
	ともに、住民参加による河川清掃、河川愛護活動等を推進す	くりの取組と連携により、地域の経済の活性化やにぎわいの創出を	
105	る。	図る。実施に当たっては、河川に関する情報を流域住民に幅広く提	
		供、共有すること等により、河川と流域住民等とのつながりや流域	
		連携の促進し、河川清掃、河川愛護活動、防災学習、河川の利用に	
		関する安全教育、環境学習等の支援の充実を図るなど住民参加によ	
		る河川管理を推進する。	
	本川上流部では、風光明媚な景観を形成する山地渓谷の保全		86~97 ^
106	に努める。		移動
	本川中流部では、アユの産卵・生息場となっている瀬の保全		

	利根川水系河川整備基本方針(平成 18 年 2 月策定)	利根川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	に努める。		
	本川下流部では、ヒヌマイトトンボが生息する汽水域のヨシ		
	群落及び我が国有数のオオセッカの繁殖地となっているヨシ・		
	カサスゲ群落等の保全に努める。		
	渡良瀬遊水地では、多様な動植物が生息・生育できるよう治		
	水機能との調和を図りながらヨシ群落等の湿地の保全・再生に		
	努める。		
	鬼怒川では、礫河原固有のカワラノギク等の生息環境を保全		
	するため礫河原の保全・再生に努める。		
	霞ヶ浦、手賀沼、印旛沼等の湖沼では、多様な動植物が生息		
	できるよう、また湖岸景観を形成する湖岸植生帯の保全・再生		
	に努める。		
	江戸川では、トビハゼ等の汽水生物が生息する河口部の干潟		
	の保全に努める。また、利根運河は、緑豊かな水辺の回廊とし		
	て人と水辺空間のふれあいの場となるよう良好な河川環境の整		
	備・保全に努める。		
	2. 河川の整備の基本となるべき事項	2. 河川の整備の基本となるべき事項	
107	(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関	(1)基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事	
	する事項	項	
	アー利根川	ア 利根川	・基本高
108	基本高水は、昭和22年9月洪水、昭和57年9月洪水、平成	基本高水は、昭和22年9月洪水、昭和57年9月洪水、平成13年	水のピー
	10年9月洪水等の既往洪水について検討した結果、そのピーク	9月洪水等の既往洪水について検討し、気候変動により予測される	ク流量、
	流量を基準地点八斗島において 22,000m3/s とし、このうち流	将来の降雨量の増加等を考慮した結果、そのピーク流量を基準地点	洪水調節

	利根川水系河川整備基本方針(平成18年2月策定)	利根川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	域内の洪水調節施設により 5,500m3/s を調節して、河道への配	八斗島において 26,000m³/s とし、このうち流域内の洪水調節施設等	流量、河
	分流量を 16,500m3/s とする。	により 8,300m³/s を調節して、河道への配分流量を 17,700m³/s とす	道配分流
		る。	量を変更
	イ 渡良瀬川	イ 渡良瀬川	• 基本高
	基本高水は、昭和22年9月洪水、昭和41年9月洪水、平成	基本高水は、昭和13年8月洪水、昭和22年9月洪水、昭和24年	水のピー
	14年9月洪水等の既往洪水について検討した結果、そのピーク	8月洪水等の既往洪水について検討し、気候変動により予測される	ク流量、
109	流量を基準地点高津戸において 4,600m3/s とし、このうち流域	将来の降雨量の増加等を考慮した結果、そのピーク流量を基準地点	洪水調節
	内の洪水調節施設により 1,100m3/s を調節して、河道への配分	高津戸において 5,000m³/s とし、このうち流域内の洪水調節施設等に	流量、河
	流量を 3,500m3/s とする。	より 2,200m³/s を調節して、河道への配分流量を 2,800m³/s とする。	道配分流
			量を変更
	ウ 鬼怒川	ウ 鬼怒川	• 基本高
	基本高水は、昭和23年9月洪水、昭和24年9月洪水、昭和	基本高水は、昭和23年9月洪水、昭和24年8月洪水、昭和56年	水のピー
	57年9月洪水、平成10年9月洪水等の既往洪水について検討	8月洪水等の既往洪水について検討し、気候変動により予測される	ク流量、
110	した結果、そのピーク流量を基準地点石井において 8,800m3/s	将来の降雨量の増加等を考慮した結果、そのピーク流量を基準地点	洪水調節
	とし、このうち流域内の洪水調節施設により 3,400m3/s を調節	石井において 10,500m³/s とし、このうち流域内の洪水調節施設等に	流量、河
	して、河道への配分流量を 5,400m3/s とする。	より 5,800m³/s を調節して、河道への配分流量を 4,700m³/s とする。	道配分流
			量を変更
	エ 小貝川	エ 小貝川	• 基本高
	基本高水は、昭和57年9月、昭和61年9月、平成5年8	基本高水は、昭和57年9月洪水、昭和61年8月洪水、平成5年	水のピー
	月、平成11年7月等の既往洪水について検討した結果、その	8月洪水等の既往洪水について検討し、気候変動により予測される	ク流量、
111	ピーク流量を基準地点黒子において 1,950m3/s とし、このうち	将来の降雨量の増加等を考慮した結果、そのピーク流量を基準地点	洪水調節
111	流域内の洪水調節施設により 650m3/s を調節して、河道への配	黒子において 1,600m³/s とし、このうち流域内の洪水調節施設により	流量、河
	分流量を 1,300m3/s とする。	300m³/s を調節して、河道への配分流量を 1,300m³/s とする。	道配分流
			量を変更

	利根儿	川水系河川塱	整備基本方針	(平成 18 年 2	月策定)			利根川水系	※河川整備基本	本方針(変更案)		変更理由
		表一1 基	と本高水のピー	ク流量等一覧	表			表一1 基	長本高水のピー	-ク流量等一覧	表		
	河川名	基準地点	基本高水の ピーク流量 (m³/s)	洪水調節施設 による調節流量 (m ³ /s)	河道への 配分流量 (m³/s)		河川名	基準地点	基本高水の ピ ー ク流量 (m³/s)	洪水調節施設 による調節流量 (m³/s)	河道への 配分流量 (m³/s)		
112	利根川	八斗島	22,000	5,500	16,500		利根川	八斗島	26,000	8,300	17,700		
	渡良瀬川	高津戸	4,600	1,100	3,500		渡良瀬川	高津戸	5,000	2,200	2,800		
	鬼怒川	石井	8,800	3,400	5,400		鬼怒川	石井	10,500	5,800	4,700		
	小貝川	黒子	1,950	650	1,300		小貝川	黒子	1,600	300	1,300		
113	(2)	主要な地点	における計画	i高水流量に関	する事項		(2)	主要な地点	点における計画	面高水流量に関	する事項		
	ア利根川					ア	利根川						• 計画高
	計画高水	流量は、八	.斗島において	16,500m3/s &	こし、それよ		計画高水流	量は、八斗	島において 17	$7,700$ m $^3/$ s \geq \cup $$	それより下流	危	水流量を
	り下流の広	瀬川等の支	川合流量をあ	わせ、渡良瀬	川の合流量は	0	広瀬川等の	支川合流量	をあわせ、渡	良瀬川の合流量	量は渡良瀬遊オ	<u> </u>	変更
	渡良瀬遊水	は地の調節に	より本川の計	画高水流量に	影響を与えな	地	により <mark>調節</mark>	し、さらに	本川の流量を	調節することし	こより、栗橋に	_	
	いものとし	て、栗橋に	おいて 17,500)m3/s とする。	関宿におい	お	いて 17,500	m³/s とする	。関宿におい	ては江戸川に	7,000m³/s を分	派	
	ては江戸川	にて 7,000m3	/s を分派して	10,500m3/s &	し、鬼怒川	L	て 10,500m ³	/s とし、鬼	怒川及び小貝	川の合流量は日	田中調節池等の)	
	及び小貝川	の合流量は	田中調節池等	の調節により	本川の計画高	調	節により本	川の計画高	水流量に影響	を与えないもの	のとして、取		
	水流量に影	響を与えな	いものとして	、取手、布川	において	手	、布川にお	いて 10,500	m³/s とする。	その下流におい	ハて、放水路に	_	
114	10,500 m3/s	s とする。 そ	との下流におい	て、放水路に	より	ょ	9 1,000m ³ /s	sを分派して	て佐原において	$< 9,500 \text{m}^3/\text{s} \ge $	し、常陸利根川	П	
	1,000m $3/s$	を分派して	佐原において	9,500m3/s と	し、常陸利根	0	合流量は常	陸川水門の	操作により本	川の計画高水液	流量に影響を与	Ĩ-	
	川の合流量	は常陸川水	:門の操作によ	り本川の計画	高水流量に影	え	ないものと	して、河口	の銚子におい	て 9,500m³/s と	する。		
	響を与えな	いものとし	て、河口の銚	子において 9,	500m3/s とす								
	る。												



	利根川水系河川整備基本方針(平成18年2月策定)	利根川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	イ 鳥川	イー鳥川	• 計画高
	計画高水流量は、神流川等の合流量を合わせ、利根川本川合	計画高水流量は、神流川等の合流量を合わせ、本川合流点の玉村	水流量を
116	流点の玉村地点において 8,800m3/s とする。	地点において 9,600m³/s とする。	変更
			・表現の
			適正化
	烏川計画流量配分図	烏川計画流量配分図	
117	五村● 8,800 → 和根川 → 2,000 神流川 神流川 単位: m³/s	五村 ● 9,600 → 1,600 → 2,700 A A A A A A A A A A A A A A A A A A	

	利根川水系河川整備基本方針(平成 18 年 2 月策定)	利根川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	ウ 渡良瀬川	ウ 渡良瀬川	• 計画高
	計画高水流量は、高津戸において 3,500m3/s とし、桐生川等	計画高水流量は、高津戸において 2,800m³/s とし、桐生川等の支川	水流量を
118	の支川合流量を合わせ、足利において 4,000m3/s とし、さらに	合流量を合わせ、足利において 4,000m³/s とし、さらに旗川、矢場	変更
110	旗川、矢場川、秋山川のそれぞれの合流量を合わせ、渡良瀬遊	川、秋山川のそれぞれの合流量を合わせ、渡良瀬遊水地流入地点の	
	水地流入地点の藤岡地点において 4,500m3/s とする。	藤岡地点において 4,500m ³ /s とする。	
	渡良瀬川計画流量配分図	渡良瀬川計画流量配分図	
119	横山 横川 秋山 秋山 200 3,700 十 1,200 3,700 3,700 3,7	##	

	利根川水系河川整備基本方針(平成 18 年	F2月策定)	利根川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	工 鬼怒川		工 鬼怒川	• 計画高
	計画高水流量は、石井において 5,400m3/s	とし、河道低減量	計画高水流量は、石井において 4,700m³/s とし、河道低減量及び田	水流量を
120	及び田川等の残流域の合流量を見込み、水海道	道地点において	川等の残流域の合流量を見込み、水海道地点において 5,000m³/s とす	変更
	5,000m3/s とする。		る。	
	鬼怒川計画流量配分図		鬼怒川計画流量配分図	
		1 1		
	*	_	水	
	水 海 道		水 海 道	
			•	
	5,400→ 5,000 ─	利 → 根 川	4,700 → 5,000 → ^利 根	
		"		
	■		五 900 ※ 4 37	
121	# 000 田		石 井 田 単位:m³/s ■:基準地点	
	単位: m³/s 川	1 1	川 ●:主要地点	

	利根川水系河川整備基本方針(平成 18 年 2 月策定)	利根川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	才. 小貝川	才. 小貝川	
	計画高水流量は、五行川及び大谷川の合流量をあわせ、黒子	計画高水流量は、五行川及び大谷川の合流量をあわせ、黒子地点	
122	地点において 1,300m3/s とし、川又地点についても同一流量と	において 1,300m³/s とし、川又地点についても同一流量とする。	
	する。		
	小貝川計画流量配分図	小貝川計画流量配分図	
123	1,300 → 1,300 → 利根川 1,300 → 1,300 → 利根川 単位:m³/s 世纪:m³/s 世纪	1,300 → 1,300 → 1,300 → 1,300 → 1,300 → 1,300 → □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	

124 崎		利根川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
124 崎	利根川水系河川整備基本方針(平成18年2月策定) 7. 江戸川	力. 江戸川	22.11
	計画高水流量は、関宿及び松戸において 7,000m3/s とし、篠	計画高水流量は、関宿及び松戸において 7,000m³/s とし、篠崎にお	
6,	らにおいて旧江戸川に 1,000m3/s を分派し、その下流が 典で	いて旧江戸川に 1,000m³/s を分派し、その下流妙典で 6,000m³/s と	
	,000m3/s とし、河口まで同一流量とする。	し、河口まで同一流量とする。	
125	江戸川計画流量配分図 Table Table	江戸川計画流量配分図 7,000 → 江戸川 7,000 → 6,000 → 東京常 (※崎	

	利根川水系河川整備基本方針(平成18年2月策定)	利根川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	キ. 中川	キ・中川	5252
	計画高水流量は、幸手放水路及び首都圏外郭放水路等により	計画高水流量は、幸手放水路及び首都圏外郭放水路等により一部	
	一部を江戸川に放流し、吉川において 1,100m3/s とし、さらに	を江戸川に放流し、吉川において 1,100m³/s とし、さらに綾瀬川放水	
126	綾瀬川放水路の合流量を合わせ、三郷放水路において一部を江	路の合流量を合わせ、三郷放水路において一部を江戸川に放流す	
120	戸川に放流する。その後、新中川に 500m3/s を分派し、河口ま	る。その後、新中川に 500m³/s を分派し、河口まで 800m³/s とする。	
	で800m3/s とする。	綾瀬川の計画高水流量は、谷古宇において 90m³/s とする。	
	綾瀬川の計画高水流量は、谷古宇において 90m3/s とする。		
	스비의 구상 티딩 V ID		
	中川計画流量配分図	中川計画流量配分図	
	江戸川	江戸川	
	幸↑ 本十 本十 270 放水路 本十 100 水路 上海 100 Lab 1	□ 本 = 和 100 本 = 100 本 100 本 100 本 100 本 100 100	
	手1		
	東 路中川 1,100→ 新中川500→ 京 湾	中川 1,100 — 新中川 500 — 東京	
		★ 対	
127	★	◆ 100 ◆ 200 ◆ 200 ★ 200 ※ 瀬川放水路	
	单位: m³/s	単位:m³/s ●:主要地点	

	利根川水	系河川整	修備基本方針	(平成	18年2月3	策定)	利根川水系河川整備基本方針 (変更案)							
100	(3) 主要な	也点にお	ける計画高水	位及	び計画横断	形に係る川	(3)主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関							
128	幅に関する事項			する事項										
	77		よいよう 計画寺	-1 <i>6 (</i> -1- T	7. マドラし (正元4世)	wにTグ)ったフ	, - ,	•	山川 上)ァ よっ	047到両方。	んけひゃ	:=: Land 4## Nor	: T() z ば フ 押 み	
	本水系の主要を				父の計画側	外形に徐る	, ,			, , ,	八里汉〇	計画傾倒	所に係る概ね	
	概ねの川幅は、	表-2	のとおりとす	る。			の川幅に	は、表-	2のとお	りとする。				
	表一2 主	E要な地点	点における計画	画高水	位及び川崎	區一覧表	表	₹-2 E	主要な地	点における記	十画高水	位及び川	幅一覧表	
	河川名	地点名	河口又は合流点か	150	計画高水位	川幅				7074	A Sales des	計画	111100	
			距離 (km)		(Y. P. m)	(m)		河川名	地点名	河口又は合流点 からの距離(km)		高水位 Y.P.	川幅 (m)	
	利根川	八斗島	河口から	181.5	50. 51	1,040			II 31 ele			(m)	1010	
		栗 橋	<i>"</i>	130.4	20.97	720			川俣	河口から	181.5 150.5	50.51 27.13	1,040	
		取 手	"	85.3	10.92	1, 270			栗橋	"	130.3	20.97	720	
		布川	"	76. 5	9.38	280			芽吹橋	n n	104.0	14.06	540	
		佐 原	"	41.0	5. 17	540		利根川	取手	"	85.3	10.92	1,270	
		銚 子	"	0.7	2.30	640			布川	"	76.5	9.38	280	
	鳥 川	玉 村	利根川合流点から	0.0	55. 25	630			佐原	n	41.0	5.17	540	
	渡良瀬川	高津戸	利根川合流点から	56.0	154. 81	50			銚子	n,	0.7	2.30	640	
		足利	"	35. 7	39. 22	280		烏川	玉村	利根川合流点から	0.0	55.25	630	
129		藤岡	"	13.0	21.74	240		渡良瀬川	高津戸	利根川合流点から	56.0	154.81	50	
120	鬼怒川	石 井	利根川合流点から	75. 2	102. 03	590			足利	n	35.7	39.22	280	
		水海道	"	11.0	17. 25	350			藤岡	n,	13.0	21.74	240	
	小貝川	黒 子	利根川合流点から	60.4	23. 23	150		鬼怒川	石井	利根川合流点から	75.2	102.03	590	
		川又	n n	27.9	14. 96	170			水海道	n .	11.0	17.25	350	
	霞ヶ浦 (西浦)	世島			湖水位 2.85			小貝川	黒子	利根川合流点から	60.4	23.23	150	
	北浦	白浜			湖水位 2.85			霞ヶ浦	川又	n	27.9	14.96	170	
	江戸川	関 宿	河口から	58. 4	17.62	400		(西浦)	出島			湖水位 2.85		
		松戸	"	19.6	8. 13	480		霞ヶ浦 (北浦)	白浜			湖水位 2.85		
		妙典	"	0. 1	※ 4.80	400			関宿	河口から	58.4	17.62	400	
	旧江戸川	篠崎	"	9. 1	※ 4.80	200		江戸川	松戸	n	19.6	8.13	480	
	中川	吉川	河口から	30.6	A. P. 4. 75	200			妙典	n	0.1	*4.80	400	
	綾瀬川	谷古宇	中川合流点から	14. 4	A. P. 4. 10	30		旧江戸川	篠崎	河口から	9.1	*4.80	200	
	*************************************	注) Y. P. : 媚江量水標零点高 (T. P0.84m) A. P. : 靈岸島量水標零点高 (T. P1.13m)								河口から	30.6	A.P.4.75	200	
	※:計画	高潮位						A		漂零点高(T.P0.84 m 水標零点高(T.P.-1 位				

	利根川水系河川整備基本方針(平成18年2月策定)	利根川水系河川整備基本方針 (変更案)	変更理由
130	(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必	(4)主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流	
130	要な流量に関する事項	量に関する事項	
	要な流量に関する事項 利根川水系における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、流入支川の状況、利水の現況、動植物の保護・漁業、水質、景観、舟運、塩害の防止等を考慮して、利根川本川においては栗橋、利根川河口堰下流、江戸川においては野田、旧江戸川においては江戸川水閘門下流、渡良瀬川においては大間々、鬼怒川においては佐貫で設定する。 各基準地点から下流の各区間における既得水利は表 - 3 のとおりである。 流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、利水の現	量に関する事項 利根川水系における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、流入支川の状況、利水の現況、動植物の保護・漁業、水質、景観、舟運、塩害の防止等を考慮して、利根川においては栗橋、利根川河口堰下流、江戸川においては野田、旧江戸川においては江戸川水閘門下流、渡良瀬川においては大間々、鬼怒川においては佐貫で設定する。 各基準地点から下流の各区間における既得水利は表-3のとおりである。 流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、利水の現況、動	・正常流量の変更
131	況、動植物の保護・漁業、水質、景観、舟運、塩害の防止等を 考慮し、栗橋地点においては本川下流部及び江戸川の維持流量 を見込み、かんがい期に概ね 120m3/s、非かんがい期に概ね 80m3/s、野田地点においてはかんがい期に概ね 35m3/s、非かん がい期に概ね 30m3/s、大間々地点においてはかんがい期に概ね 25m3/s、非かんがい期に概ね 7m3/s、佐貫地点においてはかん がい期に概ね 45m3/s、非かんがい期に概ね 7m3/s とし、その他 の地点については、表ー4のとおりとする。 なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、水 利流量が含まれているため、水利使用等の変更に伴い、当該流 量は増減するものである。	植物の保護・漁業、水質、景観、舟運、塩害の防止等を考慮し、栗橋地点においては本川下流部及び江戸川の維持流量を見込み、かんがい期に概ね 122m³/s、非かんがい期に概ね 86m³/s、野田地点においてはかんがい期に概ね 35m³/s、非かんがい期に概ね 32m³/s、大間々地点においてはかんがい期に概ね 24m³/s、非かんがい期に概ね 7m³/s、佐貫地点においてはかんがい期に概ね 51m³/s、非かんがい期に概ね 8m³/s とし、その他の地点については、表ー4のとおりとする。 なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、水利流量が含まれているため、水利使用等の変更に伴い、当該流量は増減するものである。	

	利根川水系河川整備基本方針(平成18年2月策定)										利根川水系河川整備基本方針 (変更案)									変更理由		
表一3 既得水利											表-3 既得水利											
					既得水利量 (m³/s)										既		利の変更					
				許可水利		小利	利								許可	水利						
		河川名	区間名	かん	水道	工業	雑	慣行	計			河川名	区 間 名	かん	水道	工業	雑	慣行	計			
				がい				水利						ガジレハ				水利				
	-			用水	用水	用水								用水	用水	用水	用水					
		利根川	利根大堰上流地点~栗橋地点	72. 1	19. 4	1.1	_	_	92. 6			利根川	利根大堰上流地点~栗橋地点	72. 1	24. 1	1.1	-	_	97. 3			
			栗橋地点~布川地点	10.6	0.2	_	-	_	10.8				栗橋地点~布川地点	10.6	1.5	_	_	_	12. 1			
			布川地点~利根川河口堰上流地点	44. 5	3.8	1.3	-	2. 9	52. 5				布川地点~利根川河口堰上流地点	40.8	3. 7	1.3	_	2.9	48. 7	1		
			利根川河口堰下流地点下流	_	_	0.4	0.01	_	0.41				利根川河口堰下流地点下流	_	_	0.4	0.01	_	0. 41			
		江戸川	江戸川分派点~野田地点	6. 0	2. 1	-	-	0. 7	8.8			江戸川	江戸川分派点~野田地点	6. 7	3. 3	_	_	_	10.0			
132			野田地点下流	4. 0	16.6	1.8	-	_	22. 4				野田地点下流	3. 1	21. 1	1. 7	-	-	26. 0			
		旧江戸川	江戸川水閘門下流地点下流	_	_				-			旧江戸川	_	_	_	_	_	_				
		渡良瀬川	大間々地点下流	31. 5	1.1	0.01	-	0.3	32. 9			渡良瀬川	大間々地点下流	31.3	1.3	0.01	_	0.3	32. 9			
	[鬼怒川	佐貫地点下流	75.3 1.7 0.8 - 1.0 78.8					78. 8			鬼怒川	佐貫地点下流	75.9	2. 2	0.8	_	1. 2	80. 2			
	_								なお	、上記	の他に鬼怒川において	発電戶	用水と	こして	54.2	m3/s	があ	る。				

利根川水系河川整備基本方針(平成18年2月策定)											
表-4 流水の正常な機能を維持するために必要な流量											
						;	流水の正常な機	能を維持するため			
	河	Ш	名	地	点 名		概ね必要な	流量 (m³/s)			
						かんがい期	非かんがい期	維持すべき対象			
						最大	最大				
				栗	橋	120	80	動植物の保護・漁協、水質、			
	利	根	Ш					景観、塩害の防止等			

30

35

9

45

30

30

9

7

動植物の保護・漁協等

動植物の保護、水質等

景観等

景観等

景観等

動植物の保護・漁協、水質、

動植物の保護・漁協、水質、

動植物の保護・漁協、水質、

利根川河口堰

下流

野 田

江戸川水閘門

下流

大間々

佐 貫

江 戸 川

旧江戸川

渡良瀬川

鬼怒川

133

なお、流水の正常な流量を維持するために必要な流量は、上 記流量を目安とするが、その流量は、支川合流量の増減、下流 施設の運用、取水・還元状況等により変動するものである。

利根川水系河川整備基本方針(変更案)

表-4 流水の正常な機能を維持するために必要な流量

		流水の正常な機能を維持するため									
河 川 名	地 点 名		概ね必要な流量 (m³/s)								
		かんがい期	非かんがい期	維持すべき対象							
		最大	最大								
	栗橋	122	86	動植物の保護・漁協、水質、							
利 根 川				景観、塩害の防止等							
	利根川河口堰	30	30	動植物の保護・漁協等							
	下流										
江 戸 川	野 田	35	32	動植物の保護・漁協、水質、							
				景観等							
旧江戸川	江戸川水閘門	9	9	動植物の保護、水質等							
	下流										
渡良瀬川	大間々	24	7	動植物の保護・漁協、水質、							
				景観等							
鬼怒川	佐 貫	51	8	動植物の保護・漁協、水質、							
				景観等							

なお、流水の正常な流量を維持するために必要な流量は、上記流量を目安とするが、その流量は、支川合流量の増減、下流施設の運用、取水・還元状況等により変動するものである。

正常流量の変更

変更理由

